

# 花尾権現領厚地の領域と支配について

上村 文

はじめに

花尾神社は花尾山の南麓、鹿児島市花尾町（旧郡山町厚地）にある。

古くは、「厚地（智）山権現」とも呼ばれ、その起源は平安末、熊野

権現の勧請奉祀によると推察される。神社に奉納された建保六年（一二

一八）九月の銘を持つ鏡には、創建に関わったと考えられる在地領主

（満家院院司）大蔵氏および勧進僧永金の名が刻まれる。

近世前期に藩主高津家の祖廟「花尾権現」として社格が確定されると、

藩内の寺社の中でも別格の扱いを受けるようになる。「薩摩日光」とも

称される壮麗な社殿建築は、代々藩主の崇敬と庇護を受けた花尾権現の

繁栄を偲ばせるものである。

『三國名勝図会』には、花尾権現の別当寺として平等王院（鹿児島大

乗院が兼帯）以下四院の脇坊および仁王門・鐘楼などの建物が描かれる

が、いずれも廃仏毀釈によって取り壊され、それに伴って花尾権現領と

しての厚地村も大きく変化を迫られることになる。

本稿では、花尾神社神主貴島家に伝来した花尾権現および近世厚地村

の支配関係文書（貴島家旧蔵、現黎明館所蔵）の紹介を行うとともに、

以下の二点について若干の考察を試みるものである。

一、花尾権現領の確定と花尾山の境界争論について

二、厚地村に与えられた公役免除の実態について

なお、花尾神社の歴史に関しては、先行研究として五味克夫「伊地知季安と『秘伝島津譜図』『花尾社伝記』『花尾祭神輯考』—島津氏祖廟成立の経緯—」<sup>1)</sup>がある。また寺社縁起としては『三國名勝図会』所収の「花尾大権現廟記」（山本正誼／寛政元年（一七八九））<sup>2)</sup>などが知られている。



（箱裏書）

「御内陣格護之御文書庫無之

恐散失新造一小庫以納之云爾

慶応四年辰九月九日 大宮司備前守藤原祐賢

## 花尾権現沿革

江戸時代、領内外にある島津家の菩提所を藩記録所が調査しまとめた「廟堂要覧」は、その筆頭に花尾権現を掲げており、そこには花尾権現の沿革が記されている（史料【1】）。要約すると以下ようになる。

花尾権現は島津家の初代忠久（一一七九～一二二七）の祈願により建立され、源頼朝・丹後局（比企能員妹）および丹後局が帰依した僧永金を祭祀し、御神体として木像三体を安置する。内陣には忠久・永金の名や建保六年の年号が刻まれた霊鏡などが納められ、境内には丹後局（嘉祿三年（安貞元、一二二七）十二月十二日没）の茶毘所および石塔などがある。

三十六坊の塔中も建立され、本寺平等王院には愛染明王が祀られた。勝久（島津家十四代、一五〇三～一七三三）の頃これらの寺院の多くは廃れ、やがて安置されていた丹後局の位牌なども紛失し、最後に「融院」寺が残るのみという有り様になった<sup>4</sup>。貴久（十五代、一五一四～一七二一）によって神廟は修葺されたが、寺院は再興されず、弘治二年（一五五六）伊集院の莊嚴寺を鹿兒島に移し大乘院と改め、これに花尾の神廟を擁護させ寺領として厚地村が寄附された。藩主綱貴（二〇代、一六五〇～一七〇四）の治世に至り、花尾山へ平等王院・融院・多聞院・本地院・普賢院の五院を再興する主命が下り、宝永五年（一七〇八）の春、吉貴（二一代、一六七五～一七四七）の治世にまず平等王院が再興され、大乘院兼帯となり、その後、曼荼羅寺（融院より寺号を改める）<sup>5</sup>・本地院・普賢院・多聞院が建立された。

また、社家は平等王院支配の大宮司（「代宮司」とも（三）国名勝図会）<sup>6</sup>。現神主家の貴島家がこれを務めた<sup>7</sup>）があったが、天明七年（一七

八七）八月、井上右内が花尾山神主に任命され、これに蘭山・有屋山の二社家を附属させた。

## 花尾権現領厚地の形成

「廟堂要覧」によれば、盛時三十六坊を数えた寺院も世々衰退し、十四代勝久の時ついに「敗壞」に及び、その後勝久から平等王院へ「忠久公如御時御建立可被成由」との証判が下されたが再興は叶わなかったという。件の勝久の証判とは旧記雑録収録の享祿四年（一五三二）平等王院快瑜法印宛の勝久寄進状で、寺領として「満家院東俣大平木場」を平等王院に寄附し、「厚地四至方至之堺」については「曩祖忠久如寄進」と定めたもので、ここから「厚地が古来花尾権現の社領的性格を有していたことを伺い得る」（五味前掲論文）のである<sup>8</sup>。

ここで「曩祖忠久如寄進」領域が具体的にはどの範囲を指しているかは確認できないが、開山起源に関わる僧永金が確定したと伝えられる厚地の境界を、史料【2】「薩摩国満家院厚地山大境之事」（写）（仁治三年（一二四二）十月十四日）に見ることができ<sup>9</sup>。

この文書は、近世における花尾権現領の領域確定にあたって、権現領としての厚地村の由緒を根拠付ける役割を果たしている（史料【6】の1）「永金阿闍梨境内」、史料【8】「永金阿闍梨厚地村境立」、史料【15】「上古永金阿闍梨境立」。

史料【2】に現れる地名は、明和三年（一七六六）・同七年（一七七〇）の厚地村境界「縄引帳」（史料【9】【10】）によって確認する事ができる。

郡山郷東俣村、油須木村、郡山村境

- ① 秋吉の西のはなへ秋吉野西之鼻へ ほしかせたうへ星か瀬とふへ
- ② はしか山せとのくちへ柳カ山瀬戸口へ 松をの原へ松尾原へ道
- ③ ゆの木谷へ楠木谷への道 しら薄へ白薄木へのさへ
- ④ なすひ田へ茄子田へ西の尾 猿おとしほきの上道へ猿落上道へ
- ⑤ ゆすの木へ楠須木への原めん
- ⑥ 水かうちはりこ谷夕かくら道(不明)
- ⑦ 土せとの口へ土瀬戸口へ(入来郷・蒲生郷・郡山郷境)

蒲生郷境

い、ちのへ飯地野へ尾 まちはへへ町八重野へ  
うへの合内へ上合内へ くぬ木つかへ(柘木塚)か  
中の木場へ中木場へ しりかくめの坂へしりかくめノ坂へ  
佛の尾へ仏尾へ

⑧ 楽の木場屋敷へ良久屋敷へ(蒲生郷白男村)

ふくりきりのと、ろへふくり切ノと、ろへ

やたけへ矢嶽へのつし(蒲生郷・吉田郷・郡山郷境)

吉田郷境

たまり水へ溜水へ(吉田郷本名村)

⑨ あふき山へ(扇子平山)か 花尾嶽の社へ花尾上宮へ

杉のせたうへ杉之瀬田尾へ すはる松の尾(不明)

⑩ 丸山の堂(丸山、堂はへ地藏薬師二仏堂)のことか

東俣村境へ厚地村

⑪ 境の原尾 王子の馬場 王子の山田多羅(たたら)くち

①、⑩は、【2】の条数、へは【10】の地名を比定、は現小字名

「厚地」の領域は近世郷村の区分でいえば、郡山郷内の東俣村・油須

木村・郡山村および入来郷・蒲生郷・吉田郷と接し、境界線の大部分は八重山へ花尾山へ三重岳へと連なる険しい山中を通っている。

### 大乘院支配下の厚地とその領域

大乘院は弘治二年の創建以来花尾廟の祭祀を託されており、延宝二年(一六七四)花尾廟の祭料として廩米四石が大乘院に給され、水制となった。宝永五年(一七〇八)厚地村に別当寺平等王院が再興されると住職は大乘院が兼帯することとなり、大乘院から平等王院へ「看坊」(留守居の僧)を派遣して「御廟の洒掃・啓閉等を掌」った。厚地村は大乘院領となり、正徳二年(一七一一)には厚地村に対し公役免除(「復を給ふ」)の特権も与えられた。「花尾大権現廟記」・「三國名勝図会」大乘院)

延宝二年(一六七四)、大乘院は花尾山が「古来御免」の地であることを理由に、花尾山に山奉行の支配が及ぶのを拒んでいる。延宝八年(一六八〇)三月家老連署の証文(史料【3】)をもってこの訴えは認められ、大乘院領厚地花尾山の領域が定められる事になった。

同年九月鎌田太郎右衛門書状(史料【5】)によれば、「寺領古来之境立」(史料【2】)のことであろう)は「蒲生之内」にも掛かってくるが、それは除き、当時東俣村に含まれていた「一之王子」については、「欠候而不叶」場所と認められ厚地村に編入されることとなった(史料【10】には「一之王子」は縄引の際の起点として記される)。この時「為後証」境立絵図も作成されている。

蒲生に含まれる部分が除かれた事に対し大乘院側は「先規」と相違するとして不服を申し立てたが認められず、元禄年間に至り図絵図の改訂

を契機に「先規相替候儀嘆ケ敷奉存候間、不易姿ニ被仰付被下度」と再度この件を寺社奉行所に訴え出ている（史料【6の1】元禄十二年（一六九九）五月寺社奉行達書）。この時の裁定は、厚地境界内に含まれる「蒲生境高六七石程」に対しては大乗院の支配は及ばないこと、境界線については「古来より之境立之通り」（「境立」について具体的には示されていない）というものであった。この裁定に従って同年十一月「山引渡」が行われた（史料【6の2】）。

大乗院「持切名」である厚地村にとって、「御物支配」（藩直轄）の村々との間に境界線を確定し、維持していくのは容易なことではなかったようだ。明和二年（一七六五）七月、大乗院住持（三十一代）堯然は、「境相違之場所」について見分したところ「程久敷儀二而寺領境究而」分かり難く、特に元禄十二年の訴訟により蒲生分と確定した「白男村之内御蔵入高六石程」の地面に引続く「山野開地」については蒲生の役々と当寺の役々が立会い見分したが、「現地竿境究而相決不申」という状況だと訴えた（史料【8】）。これにより翌明和三年三月、山奉行所・郡奉行所・寺社奉行所の各役人および郡山・蒲生・吉田の所役および大乗院の役人ら総勢六〇余人が立ち会い、縄引が実施された（史料【9】）。この結果については藩庁から明和七年（一七七〇）二月に「縄引境立之通」との裁定が出され、四月に「縄引帳」が渡されている（史料【10】）。しかし、その後も「境論」は収まらず、安永四年（一七七五）六月、先の「縄引帳」をもとに郡山・蒲生および大乗院の役々などが立会い、境界の確認を実施している（史料【11】）。この時の見分は、「此節致境立事候へハ御互ニ諸所江堀又者塚なども目証いたし置度」と境界の目印として恒久的な標示を確認・設置する事を企図しており、そのための人

足も伴っている。この時郡山郷の内東俣村・油須木村・郡山村との境に一四ヶ所、良久屋敷など蒲生郷の内へ三ヶ所、境界石が建てられた。なお、史料【10】の縄引帳には「天明元年丑十月直見分境立」の朱書込があり、この時建てられたと思われる境界石も見つかっている<sup>11)</sup>。

#### 廃寺と厚地領

神仏分離が全国的に実施されるのは明治初年以降、明治政府の布達を受けてのことであったが、鹿児島においてはそれに先駆けて、慶応年間すでに領内の寺院処分が検討されていた。

慶応三年（一八六七）四月、「花尾神社」に対しても、別当寺を廃止し、祭祀を「神道一篇」とする通達が出された（「廃寺之節花尾山江仰渡之写」史料【13】）。これによれば、大乗院・平等王院は別当寺を廃され、平等王院は大乗院へ合院、その他の脇坊は廃寺を命じられ、仏像仏具などは大乗院に引き取られ、仏堂や鐘楼・二王門等は取り壊されることとなった。これらの寺地は没収され、帖佐与蔵入となり、海陸軍方へ配分されることが決まっている。

厚地村については「花尾神社領」と定められ、村高八百九拾九石六斗三升四合四才は帖佐与蔵入となり、祭祀料や社家の所務高、社殿の修繕・臨時の祭料などに充てられることとなった。また祭事や労役についてはこれまで厚地村以外の村へも負担の割り当てがあったが、「神道一篇」の祭祀となれば奉公方も省けるので、以後神社に関わる公役は一切厚地村百姓の受持ちと命じられた。

『鹿児島県史』<sup>12)</sup>は、廃寺廃仏が進められた背景として「廃仏的思想は単に理論上の根拠からだけでなく、幕末の非常時局に際会し、薩藩に

於いては殊に軍備充実の必要があったから、廃寺によって得たる財源を其の方に廻さんとする経済上の観点からも醸成された」という事情を説明している。

明治元年（一八六八）六月、大乘院支配厚地村領に属していた境界地域を返還して欲しいという訴えが蒲生の地頭から出された（史料【14】）。蒲生側は「白男村之内良久」は蒲生の内より切り取られ、大乘院へ「花香山」として附けられ、厚地村の支配が及んでいたが、この度の廃寺に伴い蒲生へ返還されれば「成丈ヶ田島相開衆中江作職為仕、其余勢ヲ以御軍役方江相備、時々銃器取入翳士共江相渡候ハ、往々急変之御用相立可申」と訴えた。九月、郡奉行から藩庁にこの嘆願が提出されるにおよび、厚地側は寝耳に水の事態に驚き、蒲生側の一方的な訴えであること申し立て、当該地に対する権利を主張した。厚地村から城下へ陳情に赴いた回数は翌年三月までの間に九度にも及び、「中々大心配之事」と憂慮すべき状況であった（史料【15】【16】）。

かくて再び係争地となったこの蒲生との境界地域は、「抑地面之儀者蒲生境内無相違筋」との裁定が下され、「自身入費を以」開拓した土地以外は蒲生側に属することとなった（史料【17の1】）。

さらに花尾神社にとって痛手となったのは、「華尾社入用竹木類」は「時々当局（民事局、明治二年十月に新設）江申出、免許之上伐取致用弁候様」命じられたことであった。花尾神社大宮司は年中入用の竹木類を調べ上げて（史料【18】）、「年中余多之御神事」があり臨時に「献幣使」が立てられる事もあるので、その都度伐採の許可を得ては不都合だから、これまでの通り「御神事用其外御神前向入用之分」については「頭御免」にて伐採を許可してほしいと願っている（史料【17の

2】）。これに対し藩庁の対応はシビアで、「何分後年之取締ニも相抱」る事なので、評議の上、「郡山役々江も為致吟味」、その返答を待つて許可する旨通達されている（史料【17の3】）。

これらの史料からは、廃仏毀釈の政策がとられてから以後の寺院の置かれた厳しい状況や、花尾権現によって成り立ってきた厚地村の動揺が伺える。

#### 厚地村の公役免除について

史料【7】（「花尾権現御祭之事」）によれば、花尾権現では年間に約三十の祭礼・行事が、大乘院・平等王院・代宮司・村役などの采配で執り行われ、厚地村の門々がそこに奉仕する形で携わっており、ここには祭礼を受け持った十七の門名を見出す事ができる。また藩主・家老の参詣（直参・代参）や境内の手入れなどにも夫仕の動員がある。

また、明治三年に年中神事入用として見積もられた竹木類は、榲七七一本、大唐竹一六本、椎木九〇本、松枝六〇本、薪六二五束、椎木角物一九本、小唐竹・しのめ竹が二二〇本に上るが、これらの伐採には「大宮司役所より厚地村村長方江問合有之、同村在役・山方役共より夫方引列、見しらへ伐方いたし、大宮司方江納方いたし候仕来り」であったという（史料【17の4】【18】）。

このように厚地村は他の郷村とは異なり、日常的に花尾権現への奉仕という役を担い、そのかわりとして先にみたように「世々復を給ふ」という特権を与えられていた（「復」は免除の意）。『旧記雑録追録三』正徳二年（一七二二）九月の家老連署達書がそれを裏付けている。

厚地村之事、被対 花尾権現神靈百姓共村役等之儀、此節より谷山之

内宇宿村同然被仰付候、至後年可被存其趣者也、仍如件、

正徳二年辰九月十八日

肝付主殿	判
種子島彈正	判
嶋津帯刀	判
嶋津將監	判

大乗院

ここで「谷山之内宇宿村同然」とはどういう扱いを意味するのであるうか。谷山郡宇宿村は、鹿兒島福昌寺の開山当初からの寺領として、応永六年（一三九九）二月、島津元久（七代、一三六三〜一四一一）により寄進されている（『旧記雑録追録前編一』六一四〜六一六）。元久の寄進状には「万雑公事諸役等悉停止」の文言が見え、ここに福昌寺領宇宿村に対する公役免除の起源を見出す事ができ、花尾権現領厚地村にも同様の扱いが適用されたと考えられる。

ところが、史料【19の1】によれば、厚地村は「古来より諸殿役御免」であるにも関わらず、実際は「郡山方夫仕」つまり在郷の諸村同様の夫役が課せられてきていたようである。松山覚左衛門は元禄十一年（一六九八）に厚地村庄屋に着任、覚恵（覚慧）、大乗院十七代住持、貞享二年（元禄十二年）代から亮雄（二十二代、正徳二〜五年（一七二二〜五））代までの六世の住持の下で、約十五〜八年の長期間にわたり庄屋役を務め、その間、厚地村に対する「夫仕御免」が実現されるよう尽力した人のものである。延享元年（一七四四）八月、この「夫仕御免」の意が後世にまで伝えられるように「供養石」が建立され、その証文（書物）は窪山六社権現（厚地久保山、花尾権現末社）に納められた。

大乗院の持切名である厚地村では、大乗院より任命され、在地以外から着任した庄屋が任期限りで交代してしまふ（「庄屋衆遠方より入人二而一切ツ、之勤」）ため、庄屋が代替りすると前代の支配が引き継がれないかもしれないという心配があったようだ。それゆえ「厚地村之儀ハ名中より委ク存候而不申上候得ハ不罷成所」なので「夫仕方為相究ヶ条」を「末々之度々よみきかせ」るなどして村内に周知させ後世にも伝えていかなければならなかつたようである。（史料【19の2】）。

在郷の村々には、正租である年貢の他に、高掛に口米・役米（普請夫代米）・年中納物・殿役・送人馬・水夫（雑役夫）などが、人別には用夫役・狩夫銀（通常用夫に対して課せられる）・公儀狩の夫役・出米出銀（臨時の徴収）などが公役として課せられ、その負担は大きかつた。<sup>13</sup> そのうえ洪水などの災害時や道橋の普請には周辺諸村の応援や協力が不可欠だつた。そのため厚地村の「公役免除」の扱いをめぐっては、郡山郷の在方支配としばしば対立することもあつたようだ。

史料【19の3】によれば、厚地村に対しては、「御関狩御馬追并地頭狩夫代銀」の上納などは免除されること、「出銭出米」は負担し、厚地村への地方検者巡回の節の水夫も負担することなどが定めだつたが、これらの負担について、厚地村と郡山役人との間で見解が分かれたため、厚地村から大乗院にその取りなしを依頼している。

花尾神社参道にある嘉永四年（一八五二）に建てられた梵字碑（写真）もまた、延享元年に建てられた供養石と同様の意図を持って建立されたものであろう。正面梵字彫付の下には前掲正徳二年達書の全文を掲げており、幕末に至るまでこの公役免除の令達が有効であり、特権として連綿と受け継がれていた事がわかる。側面・背面に続く条文には厚地

村が負担すべきあるいは免除された公役について細かく規定されているが、中には「御宮江相掛候儀ハ不依何色」厚地村が受け持つのが原則だが、周辺の村々にもその一部が委ねられていたことや、逆に「道橋普請」等「所中惣立」の労役については厚地村へも郡山郷の他村同様に割り当てがあったことなどを示す条文もある。末尾には毎年十一月十二日に祭祀を行い、「庄屋ヨリ碑面ノ条々致弘方」すべき旨趣が刻まれている。

〔史料 20〕

この石碑は、花尾権現への奉仕を村の依って立つところと考え、在方支配との軋轢にも現実的な折り合いを付けながら、「公役免除」の特権を維持し続けようとしてきた花尾権現領厚地村の歴史を今に伝えている。



（本館 資料調査編集員）

【註】

(1) 鹿児島大学法文学部紀要人文科学論集第一八号、昭和五七年

(2) その他にも、以下の縁起・伝記が残されている。

「花尾権現註縁起」（大乘院住持一七世覚慧法印、元禄二年（一六八九）／「日置郡地誌備考追録」所収、東京大学史料編纂所蔵）

「花尾社伝記」（伊地知季安、元治元年（一八六四）／玉里文庫本、鹿児島大学図書館蔵）

「花尾祭神輯考」（伊地知季安、慶応二年（一八六六）／玉里文庫本、鹿児島大学図書館蔵）

(3) 平等王院の他に三十六坊か。「花尾大権現廟記」には「厚智村の内」に平等王院并に三十六坊を立」とあり、「花尾権現註縁起」には「平等王院ヲ加レハ三十七坊ナリ、永金阿闍梨真言宗ニテ、三十七尊ノ内証ニ約シ、特ニ愛染明王ノ徳ヲ標シテ惣別三十七院建立」とある。

(4) その後円融院も住持盛誉が加治木の普門院に転住し、ついに廃絶に至っている。（「花尾大権現廟記」）

(5) なお、再興された平等王院には寺領として鹿児島郡吉田郷佐多浦村の内権現領門（高二十石）、円融院（曼陀羅寺）には同宮之原屋敷（高二十五石）、本地院には郡山郷の内小原門（高同）、普賢院には同福富門（高同）、多聞院には同久保田門（高同）が附けられている。（『旧記雑録』・「花尾大権現廟記」）

(6) 文安（一四四四〜九）のところには十二坊、明応（一四九二〜五）

〇一）のころには三坊に減少した。（「花尾権現廟記」）

(7) 『鹿児島県史料旧記雑録前編二』二二七六〜七

- (8) この間鹿兒島(清水)にも平等王院(談議所とも)が建てられ、平等王院住持快諭法印は本尊愛染明王像とともにそこに移っている。快諭と愛染明王像がその後にとった経緯については、五味克夫「伊地知季安と『五指量愛染明王由来記』」(鹿兒島大学法文学部紀要人文科学論集第一七号、昭和五六年)に詳しい。
- (9) 「花尾社伝記」にも収載あり。『旧記雑録』にはなし。
- (10) 史料【6】附図書込に「一之王子よりた、ら口迄三町程」とあり。
- (11) 郡山町大浦(字山神坂)の山中には正面に「花尾山領御縄引 従是東厚地村 天明改元辛丑十月六日」という碑銘をもつ境界石が見つかっている。
- また平成十年現在、郡山・油須木村境に七基、東俣村境に二基の境界石が見つかっている。〔郡山町の文化財 改訂版〕(平成十一年三月二十五日発行)
- (12) 第三卷 四編六章一節 廃仏思想の発達
- (13) 『鹿兒島県史 第二卷』三編一章三節 貢租の種目



花尾権現領厚地關係史料

表記について

漢字は常用に改めた。ただし人名・地名は原字を用いた。( ) は筆者校注。

史料【1】は、東京大学史料編纂所所蔵。

史料【2】は、【19】は黎明館所蔵(貴島家旧蔵)。

史料【20】の梵字碑は、鹿兒島市花尾町(花尾神社参道沿)にある。

【番号】資料名/年月日「所蔵(黎明館登録番号)」

【1】「御太祖以来廟堂要覽」(写本)花尾大権現/安永八年(一七七九)改訂「東京大学史料編纂所所蔵、島津家本」

薩州日置郡満家院郡山之内厚智村 鹿兒島より四里程  
花尾大権現

右、御元祖忠久公御建立、御神体中尊 頼朝公、左脇 永金阿闍梨栄金とも有之、永金者大蔵姓の人二而丹後御局御掃依僧之由、右脇丹後御局比企判官能員妹、三休之木像を御安置被遊、御本地者中尊阿弥陀、左脇 薬師、右脇十一面観音二而御座候、且亦將軍家御願成就殊二者当国守護所と 忠久公御願主二而建保六年戊寅九月日永金敬白と銘有之數多之靈鏡二仏体を鑄付御内陣二被掛置候、御局御自愛之御鏡同前二奉納置候、御局嘉禄三年十二月十二日御死去、任御遺言於此所奉火葬、御茶毘所并御石塔御座候而御霊骨奉納候、永金之石塔茂有之、亦比企判官能員石塔の

由申伝有之候、二基共二遺骨納置申候、永金者真言宗二而御座候半と存候、三拾六坊二建立仕候真言宗之由候、市来御惣坊と申候ハ御局御持尊之阿弥陀之由、亦者御形代を 忠久公御造立為被成共申候、御局八文字民部大輔廣言二御嫁被成、市来二而御座候山候得共(者カ)其通二も可有御座候、将又花尾御建立之時三拾六坊を御建、本寺を平等王院と被号、御家御相伝之谷渡愛染平等王院廢壞之後谷渡愛染明王一体者鹿兒島護摩所江御安置被成、毎年六月初日於御城御開帳御祈禱有之候、御安置候、然時者此寺二御局之御牌御建立被成候得共、 勝久公之時寺院及敗壞、御牌なども紛失仕候哉、御局之御法名不相知候、其後 勝久公より 忠久公如御時御建立可被成由御証判ハ御座候得共無其儀候、円融院と申寺近年迄有之由候、貴久公御治世二罷成神廟者御修付候得共寺院御再興未相調候、弘治二年伊集院之莊嚴寺を鹿兒島二御移被改大乘院、厚地村寄附被成、神廟を擁護御させ恒例之御祭于今御座候、 前中将綱貴公花尾山江平等王院・円融院・多聞院・本地院・普賢院、此五院御中興可被遊旨被仰出置、宝永五年の春少将吉貴公平等王院一字先御再興被成、大乘院兼帯二而佐多豊前久遠より被差上候愛染明王一休平等王院江御安置被成、其後曼荼羅寺前号円融院・本地院・普賢院・多聞院御建立二而御座候、(以下行間書、他写本には無し)

叙爵ノ家被仰付、社屋敷壹ヶ所被下置、家作ノ儀も六十帖敷造立被成下、以来修覆ノ儀者門外廻表向座敷迄寺社方修甫、居間より末白分修補被仰付候旨、市出勘解由殿より被仰渡候、当所社家ノ内園田将曹・有屋田藏人兩人右神主江被召付、郡山郷十社家被召出、右屋敷内門左右江家作三拾帖敷ツ造立、表一通り寺社方修甫所被仰付候旨右同断、 頼朝公御警観音写巻体并御鬘髮 右花尾山江御安置、天明七未七月四日御三体左右へ御安置候、

【2】薩摩国満家院厚地山大境之事(写)ノ仁治三年(一二四二)十月十四日「黎明館所蔵(文書28)」(包紙)「大乘院」

〔裏書〕「花尾山境目日記 円融院常信」  
薩摩国満家院厚地山大境之事

秋吉の西のはなよりはしめてほしかせたうの尾をかきり  
はしか山せとのくち松をの原道をかきり  
ゆの木の谷の道しら薄のさこをかきり  
なすひ田西の尾を猿おとしほきの上道をかきり  
ゆすの木の原めんをかきり  
水かうちはりこ谷夕かくら道をかきり  
土せとの口い、ちの尾まちはへうへの合内くぬ木つかより中の木場ふみわたしてしりかくめの坂佛の尾をかきり  
楽の木場屋敷半分厚知領ふくりきりのと、ろやたけのつしたまり水の尾をかきり

「あふき山の尾をかきり花尾嶽の社柱」二本大隅其よ、  
厚地領杉のせたうすはる松の尾をかきり

「丸山の堂柱」二本ハ厚智領二本大隅

「境の原尾をかきり」一王子の馬場をかきり王子の山田

多羅くちをかきり

仁治三年甲(王か) 寅拾月十四日、やうきん定之、

【3】家老連署証文(大乘院宛) / 延宝八年(一六八

〇) 三月二十七日「黎明館所蔵(文書727)」

(包紙)「書附」

覚

大乘院山并寺領厚地花尾山境内之儀、従古米御免之  
処ニ、近年山奉行所支配ニ付而御断被申出之、貴寺

従前々御崇敬之旨、花尾山御証文之表、具ニ相達、

両山之儀如先規被相附之候、尤、無摺、公儀御用之

節者可為各別之条、可被得其意候、為後証如件、

延宝八年申三月廿七日

(久兼)

肝付主殿 ㊟

(忠貞)

町田勘解由 ㊟

(久)

新納又左衛門 ㊟

(久元)

島津帯刀 ㊟

(久輝)

島津中務 ㊟

(久竹)

島津図書 ㊟

大乘院

【4】鎌田太郎右衛門書状(写) / 延宝八年五月十日

「黎明館所蔵(文書728)」

覚写

大乘院山并寺領厚地花尾山、如先規之相附可被下候  
旨訴訟被申上、御全(謹方)議之上、願之通ニ此節大

乘院支配ニ被仰付候、依之大乘院へ被仰渡候御証文

之写尙通并古来より之山境書付写尙通相渡候間、右

書付之通ニ境立堅固ニ可中渡候、尤、所囀・行

司・竹木見舞方へも右之趣可被申付旨、御老中御差

図ニて候、以上、

延宝八年申五月十日 鎌田太郎右衛門 印

惣山奉行所

【5】鎌田太郎右衛門書状、附絵図(写) / 延宝八年  
九月二十五日「黎明館所蔵(文書728)」

覚写

大乘院領厚地花尾山之儀、従古米御免地之処ニ、近

年山奉行方支配ニ罷成候付御断有之、如古米被相附

之旨、当三月廿七日御老中御証文被遣之候、然者寺

領古来之境立者蒲生之内ニも為相掛候之由候得共、

他方之分者被相除、厚地山境内限被相附候、雖然、

東侯之内ニ有之一之王子之儀者欠候而不叶儀、殊ニ

厚地同所之事情而、如古来一之王子馬場を限被相附

之候、為後証境立絵図被遣之候条可被得其意候、是

等之趣私より書付を以可相達置之旨、御老中任御指

図如斯御座候、以上、

延宝八年庚申九月廿五日 鎌田太郎右衛門 印

大乘院

此境黄引より一之王子馬場を限、厚地外東侯村之内

ニ而候得共、一之王子之儀前々より山緒有之、欠候

而不叶儀ニ付、古来より之御証文之通り花尾山江被

相付候、委細証文相記有之なり、

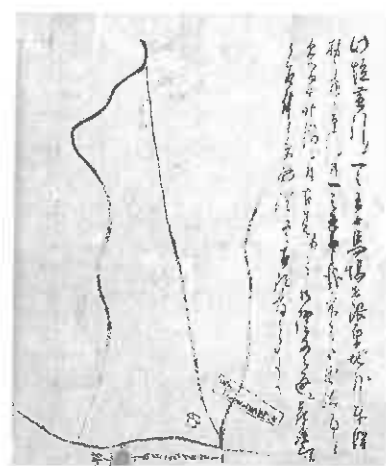
(図中書込)

「東侯一之王子馬場限」

「一之王子よりた、ら口迄(破損、三方)町程」

(朱書)「黄笏」「土塔海道(摩滅)」「東侯一之

王子迄五町程」「ど、めき」



【6の1】寺社奉行所達書(大乘院宛) / 元禄十二年

(二六九九) 五月二十七日「黎明館所蔵(文書728)」

覚

(上端黒印アリ)

大乘院より被申出候者、寺領厚地花尾山之儀、永金

阿闍梨境内を被定置候処、延宝二年山奉行支配ニ罷

成候、依之由緒之儀申立、大乘院山并寺領厚地花尾

山境内如先規被相付候、然処ニ、延宝八年鎌田太郎

右衛門証文を以寺領境立、蒲生之内ニ為相掛分者被

召除候付而、其節太郎右衛門迄先規致相違候誤申出

置候得共、何分ニ茂于今一着不仕候、然者此節御国

中繪図御改ニ付、先規相替候儀嘆ケ敷奉存候間、不

易姿ニ被仰付被下度之由ニ而、右ニ相付段々之書物

ニ繪図相添、寺社奉行所江相付申出趣達 貴間、大

乘院申出之書物被 御覽置候、厚地領ニ蒲生境高六

七石程有之、廻十七八丁之所、大乘院願之通ニ此節

又々被相附候繪図を茂被 御覽置候旨被 仰出候、

右之通ニ候へハ良久之木場屋鋪門之高六七石程茂厚

地領之内ニ相懸之由ニ候得共、右高之儀者大乘院よ

り無構此内之通ニ而被召置、古来より之境立之通ニ

被仰付儀ニ候間、右之段可申渡旨、中務殿御差図之

由、高橋左門御取次を以被仰渡候間、如先規右寺領

以來支配可有之候、右之段可被得其意候、以上、

元禄十二年卯五月廿七日 寺社奉行所 ㊦

大乘院

【6の2】断簡(山引渡の事) (元禄十二年) 卯十

二月「黎明館所蔵(文書78)」

(前欠)

塚より中木場ふみ渡尻かくめの坂仏の尾限、築之木

場屋敷半分ハ厚地領、ふくりきりと、る屋敷辻、前

代之通花尾山へ拾巻所被召付候事、

一右山引渡御檢者鮫島八左衛門殿・松崎休兵衛殿・繪

師山口新五左衛門殿、卯十一月十三日ニ厚地村へ御

差越候而蒲生江御問合候而十四日五日両日山引渡シ

相濟候、蒲生噺代野村次郎左衛門殿被差越候、庄

屋松山五右衛門・功才大丸ノ少兵衛・大平ノ三左衛

門・谷口門ノ長右衛門罷出候事、

(後欠)

(紙継黒印あり)

【7】花尾権現御祭之事ノ享保十三年(一七二八)

「黎明館所蔵(文書720)」

(朱書)「此朱書者年中祭米として先升ニ而真米四石五

升被相渡候印ニ而候事、

但、四石五升之祭米之一条者大宮司役所江

委細相知れ居候事、」

花尾権現御祭之事

正月元日

等堂王院かん房

(朱書)「一真米式斗式升」

一膳具拾式膳

一花米五升 赤ぬり木地四ツ

赤ぬり九、台ニすへ

一御飯米壹升五合 等堂王院ニ而焚方

一御造酒三盃

但、黒ぬりへいし拾式、

三ツ葉之笹之葉銘々差上ル事、

一白木九きよう拾式膳

一赤ぬり木地拾式 御飯つき用

一つきぶくう四ツ

内、式ツ、瓦ニのせおこない棚ニ上ル

式ツ、同、御嶽ニ右同断、

但、山竹之葉ヲ敷事、

一 小たぶ箸拾式膳

一 御とう明

右つき調、都而大宮司

同御手なか、大宮司

正月二日 御祭り 折入 厚地村庄屋

(朱書)「一真米式斗式升」

上物右同断

外ニ、初壹升、

但、重式ツ入おこない棚ニ上ル、

正月三日 本地堂御祭り 代宮司

福永門・田中門

(朱書)「一真米壹斗八升」

一赤ぬり木地三ツ 御くうつき用

一す、びん三ツ

但、御造酒つき用、三ツ葉笹之葉差事、

一御飯米壹升五合

但、等堂王院ニ而焚方、

一 小たふのはし三膳

一 御灯明有

一 つき方上方右同断、

一 花尾山御宮内、黒ぬりへし之筈候得共、す、びんニ

繰替ニ相成候、

正月七日 御祭り

谷口門

(朱書)「一真米壹斗八升」

膳具四膳

黒ぬりへし六ツ

御造酒三盃

但、笹之葉さし上ル事、

御飯米壹升五合

但、焚方右同断、

一赤ぬり木地四ツ

但、御飯つき用、

一白米九行四ツ

但、きんだん折折かぶする事、

一花米五升

一赤ぬり木地四ツ

一赤ぬり九台四ツ

一次ぶくう拾式

内、五ツツ、式膳、

式ツ瓦こまたん、山竹葉敷

一小たふはし四膳

御灯明有

右、つき方上ケ方同断、

正月十二日 御祭り

大乗院

(朱書)「一真米式斗式升」

上物元日御祭同様、つき方上ケ方右同断

大かね有り

但、ならし方之敷拾三、

正月十三日 御代参

(朱書)「一真米式斗式升」

一御宮外取扱所夫

一夫仕名主

一隨身内布砂有、横間式尺五寸

一盛砂片平九ツツ、都合拾八

正月六日 御祝物

但、所夫式人大宮司方江相付相勤事、

二月 ひかん入御祭

福元門

(朱書)「一真米壹斗八升」

上物正月七日御祭同様

しめおろし何断

二月 ひかん神楽

所中

但、引合本触より夫作互、

御造酒

但、焼酎ニ而相済事、

へし三ツつき方、

一花米壹升

一赤ぬり木地三ツ 花米つき用

一参銭拾三銅

一千度参り口数しきふ花

三月三日 御祭り

今別府門

(朱書)「一真米壹斗九升」

大ひよふり拾式膳 赤ぬり腰高ノ筈

但、壹膳餅数拾式ツ、

桃枝銘々敷事、

外、老膳瓦式ツ、おこない棚

右同断

御造酒三盃

黒ぬりへし拾式、御造酒次用

一花米五升

一赤ぬり木地四ツ 花米次用

一赤ぬり九台四ツ

一灯明有

一大かねならし方敷拾三

一餅押シ方前日しめおろし

かん房・大宮司・庄屋・本触

四月十五日 御祭

盛満門

(朱書)「一真米壹斗八升」

上物正月七日祭り同様

しめおろし三日前 大宮司

五月五日 御祭り

田中門

(朱書)「一真米式斗式升」

一茅卷拾三掛

但、赤ぬり腰高ニしよふぶ敷

上ル事、

卷方三月三日之通り、

御造酒三盃

一黒ぬりへし拾式

但、御造酒つき用

笹之葉右同断

一花米五升

一 赤ぬり木地四ツ

但、花米次用、

一 しめおろし、前日大宮司

五月 皇月神楽

引合夫ひかん神楽同様

所中

一 花米麦壹升

一 赤ぬり木地三ツ 花米次用

一 御造酒はくし

一 黒ぬりへし三ツ 御造酒つき用

一 千度参り有り

一 参銭三拾三銅

五月四日 御祝物

ふつしよぶ持越天宮司江栢付祝方事

大平門

六月十五日 祇園御祭

(朱書)「一 真米壹斗八升」

一 上物正月七日御祭同様

一 しめおろし三日前大宮司しめおろし方

大平門

七月七日

(朱書)「一 真米壹斗八升」

一 上物右同断

一 しめおろし同断

脇門

八月 ひかん入御祭

(朱書)「一 真米壹斗八升」

茄子田門

一 上物右同断

一 しめ右同断

八月 ひかん神楽

但、引合夫二月同様

一 上物二月ひかん同様

所中

八月十二日

一 御造酒三盃

但、付酒、

右大宮司方

一 所夫宅人大宮司方江取事

所中

九月九日 御祭り

(朱書)「一 真米貳斗貳升」

一 上物正月元日御祭同様

一 しめおろし右同断

米倉門

十一月朔日 御祭り

(朱書)「一 真米壹斗八升」

一 上物正月七日御祭同様

一 しめ右同断

久保山門

十一月 初申御祭り

一 岩戸山之神三社

(朱書)「一 真米壹斗八升」

一 花米壹升

代宮司

岩戸門

一 御くうしとき有

一 御造酒有

二 同所講人壹社

但、上物右同断、

一 しめおろし当日、大宮司

所中

十一月十八日 六社講(権カ) 現御祭り

代宮司

久保山門

(朱書)「一 真米壹斗八升」

一 上物初申祭り同様

一 しめおろし同断

花尾山御嶽熊(熊野カ) 三社大講(権カ) 現御祭り

坂口門

一 御造酒三盃

一 花米壹升

一 御くうしとき有

十一月廿四日 御祭り

(朱書)「一 真米壹斗八升」

一 上物正月七日御祭同様

一 しめおろし三日前大宮司

蘭田門

十一月廿八日 みうけん(妙見カ) 御祭り

代宮司

永山門

(朱書)「一 真米壹斗八升」

一 花米壹升

一 御造酒三盃

一 御くうしとき有

一 しめおろし当日大宮司

十二月十二日 御祭り

大乘院

(朱書)「一真米式斗式升」

一 上物正月元日御祭り同様

花尾山いんす御祭り

等堂王院かん房

但、閏月有之候年ハ閏月、

無之年ハ何月ニ而も宜事、

一 上物膳具四膳、正月七日御祭り同様

十二月十五日 御祭り

上床門

(朱書)「一真米式斗式升」

一 上物正月七日御祭り同様

一 しめおろし三日前大宮司

五月 虫ぎねん

所中

一 膳具四膳、正月七日御祭り同様

一 花米壹升

一 参銭三拾三銅

十二月廿五日正月之御祝物

一 いけわい五ツ

一 門松花炭并うらしろ・橙・いつる葉

一 柱折調

右者所夫五人 大宮司方江相付相勤事

三月杉葉落シ所夫四人 大宮司方江

八月七日所夫五人 大宮司方江

八月十一日所夫四人 大宮司方江

八月十三日石とふろとき方所夫四人 大宮司方江

十二月十二日御祭ニ付取構方所夫夫仕名主

御直参之節、御宮内所夫夫仕名主

差引大宮司

一 隨身門内布砂横式尺五寸盛砂

左右二拾八

一 同外布砂有

一 御石布砂之事、横間式尺

盛砂左右二九ツ

一 丹後局井櫃之内こふらいべい

一 御はいせき式枚大宮司より敷付之事

一 いよきんあじり井櫃之内右同式枚

一 御はいせき大宮司より右同断

一 大宮司勤場御石いがき外二相勤事、

一 じろ堂鎖前壹ツ

一 びしや門右同式ツ

一 隨身門

一 金とふる壹対

一 唐金くわひん壹対

一 右式行御宮内有、

一 びしや門堂平組壹九枚

右堂ノ内有之候、

右三行大宮司方預り、御石花香所、

享保十三年戊申九月改之、

大宮司 貴嶋甚右衛門

正徳三年癸巳四月十一日

しる堂大かねならし方大宮司受持被仰付候二付、  
御受いたし代々相勤事、毎月朔日十二日十五日  
廿八日朝夕ならし方堅ク可相守事、

【8】口上覚留(大乘院堯然 寺社奉行宛) (明和

二年(一七六五)か)酉七月二十四日「黎明館所藏

(文書78)」

口上覚留

花尾山権現宮并平等王院之儀、忠久公御代被遊 御  
建立、其節郡山之内厚地村一門二平等王院江被召附  
置候段、御袖判并御家老衆御証文ニも相知有之候処  
ニ、厚地村之儀、蒲生・入来・薩州吉田并郡山之内  
諸名相境地方手広相掛為及多年儀御座候得者、境相  
違之場所段々御座候二付、郡山役々并当寺役々立合  
致見分候得共、程久敷儀ニ而寺領境究而難分御座候、  
尤厚智村古老之者共江茂相糺候得共、覚居候者無御  
座候、御尊慮を以て御建立被召附置候境内之儀ニ御  
座候付、今通ニ而難召置御座候、此節境相究、往々  
後住二次渡中度御座候、此已前境内相欠候場所有之、  
其上蒲生白男村之内御藏入高六石程華尾山境内相込  
有之、元禄十二年卯四月御訴申上趣有之候処、被違  
貴聞、同年五月高橋左門御取次を以右高之儀者当分

より無構此内之通ニ而被召置、古来より之境立之通被仰付、如先規右寺領以来支配可仕旨被仰渡置、右高之地面ニ引続山野開地等有之、蒲生役々并当寺役々立合致見分候処、現地竿境究而相決不申候、依之当時御繁多之御、御面働之儀奉存候得共、何とそ御役々被差越御見分之上、古来通境立并右高地面竿境紛敷無之様被仰付被下度奉願候、左候而御役々被差越候御扶持米并送人馬等之儀者御物御取替を以被相渡、以後返上仕筋ニ被仰付置被下度奉存候、此等之趣を以御申可被下儀奉願候、以上、

但、仁治三年寅十月、永金阿闍梨厚地村境立被相究置候書付写老通相添差上申候、  
酉七月廿四日 大乘院堯然 印  
寺社御奉行所

【9】厚地村境御繩引帳留／明和三年（一七六六）三月十一日「黎明館所蔵（文書72）」

（表紙）

「明和三年戊三月十一日  
厚地村境御繩引帳留

郡山

（繩引帳本文は史料【10】とほぼ一致のため略す）

戊三月十一日 竹木見廻

行司

郡見廻

暖

大迫伊右衛門

宅方四右衛門

木場次左衛門

白坂喜兵衛

右同 宅方平右衛門

大乘院役人長谷部利右衛門

右同庄屋 谷山伊左衛門

御山奉行衆吉井孝右衛門殿

但、御郡方へも同案を以右書なしニ差上申候、

御山奉行衆吉井孝右衛門殿・筆者衆折出勘左衛門

殿・山見廻衆村田助右衛門殿・村田源右衛門殿・

御郡奉行衆四元八右衛門殿・筆者衆伊地知郷八

殿・寺社御奉行所御取次衆野村勘兵衛殿・筆者衆

白石左衛門殿・暖宅方平右衛門・白坂喜兵衛・

横目上原為右衛門・木場本右衛門・御地頭横目折

田宅右衛門・川野武右衛門・与頭郡山六右衛門・

成尾平兵衛・郡見廻木場次左衛門・衆中触宇田藤

次兵衛・筆者肥後傳兵衛・郡山村庄屋川崎孝右衛

門・東侯村庄屋・油須木村庄屋代重久左衛門・

下山見廻松下太左衛門・大工小村長右衛門・絵師

大重善藏、厚地村へ中宿、下山見廻八木午之助・

右同佐藤三七・東侯村功才兵十・右同長兵衛・右

同嘉左衛門・右同孝八・油須木村功才仲左衛門・

右同五右衛門・小触源右衛門・郡山村功才嘉兵

衛・右同助右衛門・右同源之丞・右同善右衛門・

蒲生暖川崎次右衛門・行司赤塚源左衛門・右同指

宿傳左衛門・行司谷口與左衛門・竹木見廻黒川作

左衛門・右同山内彦兵衛・郡見廻伊地知六之助・

白男村功才次郎左衛門・右同惣右衛門・吉田暖樞

原休右衛門・与頭税所仲太夫・横目谷口権右衛

門・地頭横目終本太左衛門・行司野添金兵衛・行

司川内半平・郡見廻津曲嘉兵衛・本名村庄屋兎玉

平藏・大乘院御用頼岡村嘉平次・右同役人長谷場

利右衛門・厚地村庄屋谷山伊左衛門・大乘院知事

代淨心、

右者此節御繩引ニ付立会候役々、後年為見合記置也、

【10】郡山厚地村花尾境内境繩引帳／明和七年（一七

七〇）四月十五日「黎明館所蔵（文書72）」

（表紙）

「明和七年寅四月十五日

郡山厚地村花尾境内境繩引帳

郡奉行 四元八右衛門

山奉行 吉井幸右衛門

厚地村之内ノ王子之下道より始ル

一 戌亥方 百八拾間 此繩本道俣より始ル、式繩八古

道

一 同方 六拾八間 右同道俣

一 酉戌方 百三拾間 王子山道二川ヲ引渡、秋吉野鼻

塚迄

但、中ノ方へ当而金峯山見ル、

一 戌亥方 式百八拾間 此繩本秋吉野塚より、尾筋之

俣、

一 西方 百貳拾間 此繩木上秋吉野西之鼻より野下

、星か瀬とふ道涯まで

一 西方 三百三拾貳間 此繩木星か瀬とふ道涯より

道ノマ、和山瀬戸口まで

一 未方 三拾六間 和山瀬戸口より登り、入來通

道松尾原舞迫之頭まで  
一 同方 百四拾間 鳥毛野小坂元より道俣笹段涼松迄  
一 丑寅間 拾三間 左右野

一 戌亥方 四百間 松尾原舞迫之頭より道ノま、  
一 亥子方 百八拾間 笹段涼松よりさ、ノ段登り立迄  
一 寅卯ノ間 百貳拾間 左右同、繩頭より町八重野と云、

一 申西方 百九拾間 此繩頭茄子田出口より道之ま、  
一 子丑方 貳百貳拾間 笹之段登り立より土瀬戸口巻  
一 寅卯方 百貳拾間 左右野、繩頭より上合内と云  
一 寅卯ノ間 貳拾間 左右野、繩頭終塚之峠と云

一 酉方 六拾六間 袖須木村飛地柚木谷迄  
一 寅方 百間 土瀬戸口巻里塚より野尾登り、  
一 寅方 貳拾間 左右同、繩頭よりさかしく下り  
一 酉方 六拾六間 袖須木村飛地柚木谷道よりひか  
一 寅方 百間 三方境登り立迄  
一 丑方 貳拾間 左右山、繩頭よりもる麦か谷山

一 未方 六拾間 ひかん田小た之涯より川  
一 卯方 貳拾四間 三方境登り立より三方境之大石  
一 丑方 貳拾間 二引入  
一 未方 六拾間 ヲ引渡シ、向ひかん田た  
一 卯方 貳拾四間 迄

一 戌方 百貳拾間 此繩木向ひかん田よりう  
一 寅方 貳拾間 左右同  
一 戌方 百貳拾間 蒲生入來郡山境七寄之高塚より針元卯辰之間繩筋  
一 寅方 貳拾間 左右同、繩末迄さかしく下り終  
一 酉方 七拾四間 うはが宇都ノ頭より白薄  
一 卯辰ノ間 四拾間 左右野、繩頭より峯尾迄  
一 丑卯方 貳拾間 左右同  
一 寅方 貳拾間 左右山、繩頭より少し上ル

一 酉方 七拾四間 木道迄  
一 巳方 拾六間 左野、右山涯、繩頭より少し下  
一 寅卯方 貳拾間 左右山  
一 寅方 貳拾間 左右同、繩頭より少し上ル

一 亥方 百八拾間 白薄木道より尾登り外戸口道迄  
一 午方 貳拾間 左右山、繩頭より日かけ山と云  
一 丑寅方 貳拾間 左右同  
一 亥方 百八拾間 外戸口道より尾登り猿落道迄  
一 巳方 四拾五間 左右同、繩頭迄下り終ル  
一 寅卯間 貳拾間 左右同  
一 寅方 貳拾間 左右同、繩頭より平中境さかし

一 亥方 貳拾間 猿落シ上道より道ま、  
一 同方 拾五間 右野、左山涯、繩頭より飯地野  
一 寅方 貳拾間 左右同、繩頭より中境さかし  
一 亥方 貳拾間 猿落シ上道より道ま、  
一 同方 拾五間 右野、左山涯、繩頭より飯地野  
一 寅方 貳拾間 左右同、繩頭より中境さかし

一 子丑方 百五拾三間 此繩木より尾登り岡之上繩中  
一 子丑間 四拾間 左右山、繩頭より日かけ山二入  
一 卯辰方 拾四間 左右同  
一 子丑方 百五拾三間 より尾筋下り小道ノま、  
一 同方 四拾間 左右同  
一 卯辰方 拾四間 左右同

一 丑方 百五拾五間 小川元より小迫之俣野岡ニの  
一 寅卯間 四拾間 左右山、繩頭より谷二下り  
一 卯辰方 四拾九間 左右野  
一 丑方 百五拾五間 ほり  
一 寅卯間 四拾間 左右野  
一 卯辰方 四拾九間 左右山、繩頭より小狩倉山二入

一 寅方 百五拾貳間 此繩小迫之元より持留田右之  
一 丑寅間 四拾間 左右同  
一 卯辰方 四拾九間 左右山、繩頭より小狩倉山二入  
一 寅方 百五拾貳間 方田之涯を引  
一 丑ノ方 貳拾間 左右野  
一 卯辰方 四拾九間 左右山、繩頭より中木場

一 子方 七拾七間 此繩鳥毛野山涯より入來海道、  
一 寅卯間 貳拾間 左右野、左山涯、繩頭より中木場  
一 子方 七拾七間 小坂元迄引終り

一 寅卯間 貳拾間 左右野、左山涯、繩頭より中木場



一 同方	四拾間	左右同	一 寅卯間	拾三間	左右同	一 卯辰方	四拾三間	左右同
一 卯方	五拾三間	左右同、繩末よりさかしく下り	一 寅方	拾五間	右野、左山涯、繩頭より起狩倉山二入	一 卯辰方	四拾三間	左右同
一 辰巳之間	二拾間	左右山、繩頭境塚築候	一 寅卯間	式拾間	左右同、繩頭より谷川横ニ引渡ル、繩中ふくり切ノと、ろ云流合有、繩末谷川横ニ引渡ル	一 卯辰方	四拾三間	左右同
一 巳午間	拾間	左右山	一 丑方	式拾四間	左右山、繩頭よりさかしく登リ	一 卯方	四拾間	左右山
一 巳午方	式拾間	左右山、繩頭より谷川横ニ引渡、但、繩頭よりしりかくめノ坂と云、さかしく登り、	一 寅方	六拾間	右野、左山涯、繩頭より左起狩倉山、右小野と云入野有、繩末迄上り終り、	一 辰方	四拾間	左右野、此所溜り水と云
一 巳方	八拾間	左右同	一 卯辰間	式拾間	左右山、繩頭より下り、但、尾筋ま、	一 卯方	式拾間	左右野、是迄下り終り
一 巳午間	式拾間	左右同、繩末迄さかしく登り終ル	一 卯辰間	式拾間	左右同、繩頭より登リ	一 辰巳間	八拾間	左右同
一 午方	式拾間	左右野、繩頭より仏ノ尾と云野	一 卯方	式拾間	左右山	一 辰巳方	式拾間	左右同、是より溜水尾を登ル
一 同方	式拾間	左右野	一 寅方	式拾間	左右同、繩頭より下り	一 同方	式拾間	左右同
一 辰巳間	式拾間	左右野	一 卯辰間	式拾間	左右同	一 同方	式拾間	左ハ小椎はへと云狩倉有、右ハ夏木と云谷有、
一 卯辰間	四拾七間	左右同、繩頭より三拾間目より下り	一 寅方	式拾間	左右同	一 同方	式拾間	此所たか鳥尾と云峯尾筋引、
一 同方	拾壹間	左右同、繩頭より良久村屋敷村	一 正方	式拾間	左右同	一 同方	四拾間	左右同
一 辰巳間	式拾八間	左右良久屋敷	一 寅卯間	式拾間	左右同、繩中小谷ニ横渡ル	一 辰方	式拾間	左右同
一 同方	式拾間	左右山、繩末右十間程ニ山神宮	一 卯方	式拾間	左右山、繩頭より小谷假登リ	一 卯方	式拾間	左右同、繩中より下り
一 卯辰間	式拾間	左右同、繩頭より少シ下り	一 卯辰間	式拾間	左右同	一 同方	四拾間	左右山ニ入ル
一 同方	八間	繩頭より登リ	一 卯辰間	式拾間	左右同、繩頭より尾筋ま登リ	一 同方	式拾間	左右山、此繩本より通山峠ニ上ル、大難所也
一 同方	式拾間	左右野、繩中より少シ下り	一 卯方	八拾間	左右同、繩頭よりさかしく登リ	一 卯辰間	四拾間	左小椎はへと云鹿倉、右夏木山
一 卯方	式拾間	右野、左山涯、繩中より右ニ迫田有	一 辰方	四拾間	左右同	一 辰方	式拾間	左右山、此繩本より通山横道拾間、極上ヲ引通、吉田境也、

一 巳方	式拾間	左右同	一 未方	百四拾間	左右同	一 同方	式拾間	左右野、此繩中迄下り終ル
一 同方	式拾間	右ハ嶽ノ野、左ハ薄ノ下りと云	一 同方	式拾間	左右同、此繩末峠ニ上り終り	一 同方	四拾間	左右野段
一 未方	式拾間	鹿倉有	一 巳ノ方	式拾間	左右同、此繩より下り	一 同方	式拾間	左右同、此繩末二境大石有
一 同方	式拾間	左右野、此繩元より下り、繩中	一 同方	式拾間	左右同	一 卯辰方	式拾間	左右野、此繩本より大井ニ下り
一 同方	式拾間	二郡境塚有	一 同方	式拾間	左右大谷有	一 同方	六拾間	左右同
一 同方	式拾間	左右同	一 同方	式拾間	右横瀬山、左ハくわんおん平	一 同方	式拾間	左右同、此繩中迄下り終リ、
一 同方	式拾間	此繩本より登り、繩末二境松式	一 同方	四拾間	左右同	一 辰ノ方	式拾間	此所大瀬戸田尾と云、
一 同方	式拾間	本有	一 巳方	式拾間	左右同、此繩中より下り終り	一 同方	式拾間	左右同
一 同方	式拾間	左右同、此繩中より夏木山	一 同方	式拾間	左右同、此繩本より上ル	一 同方	式拾間	右谷山有、此繩本より七間目よ
一 同方	式拾間	左右同	一 巳方	百式拾間	左右同	一 同方	式拾間	り山ニ入、左野也、
一 同方	式拾間	左右同、此繩より岩掛ヲ登り峯	一 午方	式拾間	右打込か谷、左くわんおん平片	一 同方	式拾間	右丸山東門と云、左ハ大角山
一 未方	四拾間	を境也	一 巳午間	式拾間	左右同	一 同方	式拾間	左右同、繩本ニ郡境塚有
一 午方	式拾間	左右山ニ入、此繩大岩掛登り	一 同方	式拾間	左右同	一 同方	式拾間	左右同、此繩より下り
一 午未間	四拾間	左右山	一 同方	式拾間	左右同、此繩(糸)より下り	一 同方	八拾間	左右同
一 同方	式拾間	左右同、峯尾境	一 同方	式拾間	左右同、此繩本より上ル	一 同方	式拾間	左右同、此繩本二境右有
一 巳午間	式拾間	左右同、此繩本三間目より野ニ	一 同方	式拾間	左右同	一 同方	六拾間	右丸山門、竹山有、
一 同方	式拾間	出ル	一 同方	八拾間	左右同、此所杉之瀬田尾と云	一 同方	式拾間	左大角山有、
一 同方	式拾間	左右、ほき大岩掛ヲ登り、	一 同方	式拾間	右花尾山、	一 同方	式拾間	左右同
一 午方	式拾間	此所天上と云所、大ハ(ママ)難所也、	一 同方	式拾間	左吉田ノ内中谷山と云、式百間	一 巳方	四拾間	左右嶺
一 巳方	式拾間	右ハとふ床大谷有、左ハ横瀬谷	一 巳方	式拾間	程下ニ右	一 同方	六拾間	左島、右野
一 午方	式拾間	大難所、	一 巳方	式拾間	此繩元より山、左野山尾を登り	一 午方	六拾間	左右同
一 同方	式拾間	左右同、大難所下り、峯ヲ境也、	一 巳方	式拾間	左右同	一 同方	拾壹間	左右同、此繩末横郡山より吉田
一 同方	式拾間	左右同、此繩中ニ而下り終り、	一 辰巳間	式拾間	左右野下り	一 未方	式拾間	江通道有
一 同方	式拾間	繩中より又峯尾上り	一 午方	式拾間	但、此繩本より四間程所ニ大立岩有、吉田之内也、			
一 同方	式拾間	右ハ扇子平山、						
一 午方	式拾間	左ハくわんおん平片平山、大難所也						

但、吉田より郡山通道ニ出ル、是より道筋俣繩引  
通也、

り出ル道有、

右者、大乘院持切名郡山厚地村与同所御物御支配之  
村々境筋紛敷所有之、大乘院依願、御日附寺社方取  
次我々并郡山役々大乘院住僧迄立会、見分境立被仰  
付、右繩引境立之通相究、吟味之趣得御差図候処、  
延宝八年大乘院江被相渡置候繪図面ヲ基ニシテ此節  
繩引境立之通被仰付之旨、寅二月廿五日小松相馬殿  
御取次ヲ以被仰渡候旨、此繩引帳我々印形ヲ以渡シ  
置候条、大乘院江先年被渡置候繪図面ニ添置候様ニ  
中渡有之候間、後年境筋紛敷無之様可被致置候、以  
上、

一 中方 貳拾間 左右同

一 亥子間 拾六間 右杉山、左倉かけと云岡

一 未中ノ方 貳拾間 右野原、左迫田

一 戌方 拾六間 左右同

一 未中ノ方 貳拾間 左右野

一 亥方 四拾間 左右同

一 未方 貳拾間 此繩本より飯田之坂へ下ル

一 申酉間 三拾間 左右同

一 巳午間 八間 左右野

一 未方 八拾間 左右野、此繩頭羽山元より  
迫ノま、土塔坂と云

但、東俣厚地境飯田坂迄、

より下り、但、古道之俣

一 申酉間 八拾間 右野左田、此繩本より飯田之坂  
下り

一 未中間 貳拾間 左右同

一 未方 三拾間 左右田、繩本より迫田ヲ横道ま  
、引渡ル、

一 未方 貳拾間 左右同

一 〇 一 酉方 七拾間 左右田、繩頭小溝本よ  
り道俣坂登り

一 未中間 貳拾間 左右同、此繩頭ニ境塚有

一 〇 一 酉方 七拾間 左右田、繩頭小溝本よ  
り道俣坂登り

一 未中間 貳拾間 左右同、此繩頭ニ薩州満家院と  
云せきひの境有

一 〇 一 酉方 七拾間 左右田、繩頭小溝本よ  
り道俣坂登り

一 未中間 貳拾間 左右同、此繩頭ニ薩州満家院と  
云せきひの境有

一 〇 一 酉方 七拾間 左右田、繩頭小溝本よ  
り道俣坂登り

一 未中間 貳拾間 左右同、此繩頭ニ薩州満家院と  
云せきひの境有

一 〇 一 酉方 七拾間 左右田、繩頭小溝本よ  
り道俣坂登り

一 未中間 貳拾間 左右同、此繩頭ニ薩州満家院と  
云せきひの境有

一 〇 一 酉方 七拾間 左右田、繩頭小溝本よ  
り道俣坂登り

一 未中間 貳拾間 左右同、此繩頭ニ薩州満家院と  
云せきひの境有

一 〇 一 酉方 七拾間 左右田、繩頭小溝本よ  
り道俣坂登り

一 未中間 貳拾間 左右同、此繩頭ニ薩州満家院と  
云せきひの境有

一 〇 一 酉方 七拾間 左右田、繩頭小溝本よ  
り道俣坂登り

一 未中間 貳拾間 左右同、此繩頭ニ薩州満家院と  
云せきひの境有

一 〇 一 酉方 七拾間 左右田、繩頭小溝本よ  
り道俣坂登り

一 未中間 貳拾間 左右同、此繩頭ニ薩州満家院と  
云せきひの境有

一 〇 一 酉方 七拾間 左右田、繩頭小溝本よ  
り道俣坂登り

一 未中間 貳拾間 左右同、此繩頭ニ薩州満家院と  
云せきひの境有

一 〇 一 酉方 七拾間 左右田、繩頭小溝本よ  
り道俣坂登り

一 未中間 貳拾間 左右同、此繩頭ニ薩州満家院と  
云せきひの境有

一 〇 一 酉方 七拾間 左右田、繩頭小溝本よ  
り道俣坂登り

一 未中間 貳拾間 左右同、此繩頭ニ薩州満家院と  
云せきひの境有

一 〇 一 酉方 七拾間 左右田、繩頭小溝本よ  
り道俣坂登り

一 未中間 貳拾間 左右同、此繩頭ニ薩州満家院と  
云せきひの境有

一 〇 一 酉方 七拾間 左右田、繩頭小溝本よ  
り道俣坂登り

一 未中間 貳拾間 左右同、此繩頭ニ薩州満家院と  
云せきひの境有

一 〇 一 酉方 七拾間 左右田、繩頭小溝本よ  
り道俣坂登り

一 未中間 貳拾間 左右同、此繩頭ニ薩州満家院と  
云せきひの境有

一 〇 一 酉方 七拾間 左右田、繩頭小溝本よ  
り道俣坂登り

一 未中間 貳拾間 左右同、此繩頭ニ薩州満家院と  
云せきひの境有

一 〇 一 酉方 七拾間 左右田、繩頭小溝本よ  
り道俣坂登り

一 未中間 貳拾間 左右同、此繩頭ニ薩州満家院と  
云せきひの境有

右者、大乘院持切名郡山厚地村与同所御物御支配之  
村々境筋紛敷所有之、大乘院依願、御日附寺社方取  
次我々并郡山役々大乘院住僧迄立会、見分境立被仰  
付、右繩引境立之通相究、吟味之趣得御差図候処、  
延宝八年大乘院江被相渡置候繪図面ヲ基ニシテ此節  
繩引境立之通被仰付之旨、寅二月廿五日小松相馬殿  
御取次ヲ以被仰渡候旨、此繩引帳我々印形ヲ以渡シ  
置候条、大乘院江先年被渡置候繪図面ニ添置候様ニ  
中渡有之候間、後年境筋紛敷無之様可被致置候、以  
上、

明和七年寅四月十五日 郡奉行

四本八右衛門 ㊦

山奉行

吉井孝右衛門 ㊧

郡山

噺中

郡見廻中

行司中

竹木見廻中

〔11〕厚地村境巻帳／安永四年（一七七五）六月

〔黎明館所蔵（文書73）〕

（表紙）

（黒印）

〔安永四年未六月〕

厚地村境巻帳

大乘院

安永四年未六月十九日より

明和三年戊三月十一日、御役々御立合繩引有之候得共御引渡無之付、当春又々郡山境論有之候付、郡山役々御座江被呼出不調法之断可申出旨被仰渡、断申出候付、此節繩引帳写相渡立合境相究候様被仰渡候、此節相究候境立、

日帳

六月十九日 半天

此節花尾山領郡山境立二付、檢僧勝軍院就御頼、貴嶋大右衛門今八ツ時頃鹿府出立、七ツ半時分厚地江着、旅宿平等王院、

右二付、送人馬厚智村より差遣候事、

大乘院役人長谷場利右衛門、右同断二付夜入時分着、旅宿右同断、

一早速見舞之人數左之通、

一普賢院・萬茶羅寺・本地院・多聞院・庄屋河野良右衛門・大宮司貴嶋甚左衛門・功才福元門之藤右衛門・右同加輪門之仲兵衛・右同末吉門之嘉兵衛・右同吉永門之藏右衛門・小触上床門之仲右衛門・行司坂口門之長助・組頭福永門之次郎右衛門・竹之下門之長右衛門・加輪門之喜右衛門・吉満門之次郎兵衛、

六月廿日 晴

勝軍院 貴嶋大右衛門 長谷場利右衛門

今日庄屋河野良右衛門を以、明廿一日廿二日之間境立可致立合旨、郡山暖衆方江中遣候処、明後廿二日茄子田江出合可致旨返答有之候事、

六月廿一日 晴

勝軍院 貴嶋大右衛門 長谷場利右衛門

昨日境立之儀二付庄屋を以御問合申達候処、明廿二日茄子田之様御出合可給旨御返答相達候得とも一之王子方針本之儀候間、弥明日一之王子辺江御出合可致候、左候而此節致境立事候へハ御互二諸所江堀又者塚なとも目証いたし置度候間、人足被召列度候、此方よりも人足召列可申候、此段為御納得又々御問合申達候、以上、

未六月廿一日 大乘院知事

郡山御暖衆中

追而申達後候、暑氣之御候間、御互早朝より御差越被成度候、此段も申進候、

六月廿二日 晴

勝軍院 貴嶋大右衛門 長谷場利右衛門

今日四ツ時比より二之王子下諏方之社江郡山暖郡山平左衛門殿・与頭郡山六郎右衛門殿・横目谷山十兵衛殿・地頭横目成尾五右衛門殿・右同肥後金藏殿・行司川崎幸右衛門殿・庄屋竹之下次郎兵衛殿・郡見舞松山孫左衛門殿・庄屋宅満五兵衛殿之儀者茄子田之辺より出合候、此方より檢僧勝軍院知事代看坊圓説房・花尾坊舎惣代多聞院・貴嶋大右衛門・役人長谷場利右衛門・庄屋河野良右衛門、名役不残出合、酒染物等出、繩引之相談相究、一之王子下より入来海道筋鳥毛野迄致引候処、相渡り候繩引帳之通少も相違無之二付、勝軍院より暖平左衛門殿江被申達候ハ、右通繩引いたし候処、相渡り候繩引帳之通少

も相違無之二付而者惣境繩引可被成候哉之旨被申達候処、右通相違無之候付而ハ先年御役々御立合惣境

此繩引帳を以被定置たる事候へハ、少も相違無之候間、惣境繩引二不及旨暖平左衛門殿より致承知候、尤、双方境何そ紛敷儀無之二付而ハ、以後境紛敷儀無之段及方ともより御座江首尾可申出旨申達置候、且又蒲生境良久村境之儀、少々紛敷所有之候二付、此節境石立置度候付、蒲生暖衆方江明日出合可給旨問合被成可給旨、平左衛門殿江中達候処、早速被致問合候処、弥明日良久村江可致出合之旨返答有之候付、暖・与頭・郡見廻直二旅宿へ列立出来合相振廻候事、

但、境石相建候場所左之通、

一一之王子下道針本石通路之下江埋置、

一二之王子下道より川引渡登り立二境石本立

一星ヶ瀬戸之口江本立

一舞迫之頭通路筋道上二本立

一茄子田出口江本立

一柚木ヶ谷より小川有之候前本立

一彼岸田之涯江本立

一向彼岸田江本立

一姥ヶ宇都江地塚立

一白薄江本立

一外戸之口江本立

一京東之岡江本立

一鳥毛野江本立

一りうふう小川之元江本立

六月廿三日 晴

勝軍院 貴嶋大右衛門 長谷場利右衛門

今日蒲生境良久村江差越旨嘜郡山平左衛門殿・組頭

郡山六郎右衛門殿・郡見廻松山孫左衛門殿・竹木見

廻木場平右衛門殿、今日之儀ハ此方より頼二而被差

越候付、朝飯出来合相振廻候而中途人馬迄差出、良

久村江被差越候、此方よりも勝軍院知事代看坊圓説

房・貴嶋大右衛門・役人長谷場利右衛門・庄屋河野

良右衛門・大宮司貴島甚左衛門、名役不残差越候処、

蒲生嘜川崎次右衛門殿・行司谷口次左衛門殿・竹木

見廻中条源左衛門殿・郡見廻永田甚四郎殿・庄屋田

中長左衛門殿、功才召列被差越候付、昼飯焼酎など

差出候、左候而勝軍院より蒲生役々江被中達候ハ、

此節良久村江少々紛敷所へ立合境石建置度候間、先

年御役々繩引之筋及方功才共覚之通踏分花尾山領江

少々寄候而境石可相立旨被中達候処、弥其通可有之

旨蒲生嘜より返答有之候付、此方役人・庄屋・名役

郡山与頭・郡見舞・竹木見舞、蒲生行司・竹木見

舞・庄屋・名役立合候処ニ、佛之尾ニ而境論有之候

付、尻かくめ之谷より向針を以致繩引候処、佛之尾

山涯ニ而ハ拾間計蒲生之方江取込候得共、良久屋敷

山涯より良久屋敷へ繩引候処ニ花尾領之方江先年御

役々被引通候繩筋よりハ拾間計も取込候付、蒲生嘜

衆より断承趣有之候得共、先立而佛之尾より先年御

役々被引通候繩筋相違之旨中達候得共、向針を以繩

引来候山ニ而無其儀ニ付、何れ之筋繩筋之通被相究

度旨被中達候処、蒲生嘜より段々断承趣有之候付、

勝軍院より被中達候ハ、左候ハ、先年御役々被差

越被引通候繩筋双方名役共覚之通二踏分境石可相立

旨被中達候処、弥其通被成可給旨蒲生嘜より致承知、

境石左之通、夜人候付明松相灯、相建候、

一良久屋敷嶂之中江境石壹本立

一良久屋敷嶂山嶂之中江境石壹本立

一佛之尾野涯江地塚壹ツ立

右之通境石相立候而夜入五ツ時分良久村より明松相

灯旅宿江郡山嘜・与頭・郡見廻・竹木見廻致誘引素

麵等相振廻候事、

六月廿四日 晴

勝軍院 貴嶋大右衛門 長谷場利右衛門

今日入海道留鳥毛野之上助之進屋敷之上二山之神

勧請、御酒白餅赤飯之とき差上ル、勝軍院差越候而

勧請相済、

六月廿四日 晴

勝軍院 貴嶋大右衛門 長谷場利右衛門

今日一之王子一之王子勝軍院差越遷宮相済、

六月廿六日 晴

覚留

当院持切名

花尾權現領分厚地村郡山境立、先年御役々衆御越ニ

而延宝八年被渡置候絵図面を本ニシテ境繩引相究り

申候、右境筋後年紛敷無之様ニ役々立合相究、其首

尾可中出旨被仰渡承知仕候、依之、此節差越郡山

役々立合繩引帳之通紛敷無之様相究申候、後年申分

無御座候、為後日如此御座候、以上、

未六月廿九日

大乘院役人

長谷場利右衛門 印

同知事代

圓説房 印

檢僧

勝軍院 印

御郡方

右之通連印ニ而郡方江首尾申出置候、

(裏表紙)

(黒印)

【12】大乘院知事千手院書状／寛政十二年（一八〇〇）

三月「黎明館所蔵（文書78）」

覚

一王子下道ニ相立候繩引針元石碑之儀、兼而疎ニ無

之様、庄屋并名役共随分氣を付、土抔埋候節は取捨

嚴重ニ有之候様致承知候事、

郡山厚地村花尾境内

繩引帳写巻冊

花尾境内繩引再見

別紙写帳巻冊

但、此巻帳奥ニ壁書写式通書加、

右式行箱入、

右者、此節義拵法印任差図書改相渡置候条、兼而平

等王院江格護いたし置、看坊交代等之節者帳内迄相

改可被渡候、尤、境廻之儀名年ニ忝度ツ、役々差

支無之砌立会相廻、自然紛敷場所之節者此帳而を

以相札、堅固二可致境立置候、左候而其届年々当寮江可被申出候、

此旨申渡置候、以上、  
寛政十一年未三月 大乘院知事 千手院 ㊦

平等王院 看坊  
厚地村 庄屋

【13】廢寺之節花尾山江仰渡之写／慶応三年（一八六

七）、慶心四年写「黎明館所蔵（文書719）」  
（表紙）

「廢寺之節

華尾山江仰渡之写」

写

一 高式拾石

郡山

平等王院

右者、思召之訣被為在、此節 華尾神社別當職被召放候二付、大乘院江合院被仰付、御宮御内陣江御奉納之勢至菩薩其外之仏体并仏具等者都而回寺江引取候様被仰付、右寺高之儀者被召揚候、

一 頼朝公御髮毛与相唱、右江被為納候髻觀音御社内江御安鎮相成居候二付、此節大乘院江御格護被仰付候、御前御切封二而被為納候 頼朝公御髮毛之儀者是迄之通御内陣御格護被仰付候、

一 右寺跡者其假大宮司役所被仰付候、

一 当分之大宮司役所者取除二而同所江御建立之護国御神殿前通道幅三間位此節開方之上、左右江杉植付方被仰付候、

一 愛染明王堂宇并平等王院脇江建立之觀音堂者解毀被仰付、仏体者都而大乘院江可引取候、左候而御社人

一 口石仏之儀者取除候様被仰付候、

一 高式拾五石宛

一 平等王院脇坊

一 曼荼羅寺 普賢院

一 本地院 多聞院

一 右、前条回斷二付此節廢寺被仰付、寺高被召揚候、

一 左候而多聞院儀者寺家取除、地面者護国御神殿御庭

一 内相成候様被仰付候、

一 熊野権現 本地弥陀觀音藥師

一 右華尾山嶺二往古より御安鎮之所、本地之説を以御

一 神殿江薬師像安置相成居候処、右者此節大乘院格護

一 被仰付、熊野権現祭祀之儀者大宮司江委任被仰付、

一 代宮司貴嶋甚兵衛二も致手伝候様被仰付候、

一 御山内末社

一 一稻荷 一春日

一 一秋葉 一王子

一 右神社祭祀之儀者以来大宮司社役を以相勤候様被仰付候、

一 御局御灰塚江六地藏体之仏彫刻之由候間、右者此

一 節取除被仰付候、左候而垣垣等之儀是迄之通堅固二

一 召置候様被仰付候、

一 御山内町石二彫刻之梵字者此節都而消除候様被仰付

一 候、

一 御宮脇江安鎮之毘沙門像者大乘院江被引移、右堂宇

一 者当分之通被召置、以来社家中繰廻を以長日番相勤、

一 御社頭廻諸所掃除方等無懈怠相勤候様被仰付候、

一 二王門并鐘樓者取除二而二王門跡江者二之華表御引直被仰付候、

一 華尾社之儀、是迄蒲生其外三ヶ郷住居之社家被召附

一 置御祭祀相勤候様今般御祭典之次第神道一篇被仰付

一 候二付而者大祭等之節可差支候付、以来、市来・串

一 木野・隈之城・樋脇・始羅郡山田・帖佐・谷山・伊

一 作八ヶ郷之社家被召付、郷々神社祭祀等之儀者是迄

一 之仕向通被仰付、都而備前守支配被仰付候、

一 多聞院支配隠居寺跡

一 一山野地七畝八歩

一 但、材木与唱来候、

一 大乘院支配

一 一右同 式反五畝

一 但、大師山与唱来候、

一 曼荼羅寺支配隠居寺跡

一 一右同 五畝

一 但、切通与唱来候、

一 大乘院支配

一 一右同三反三畝拾歩

一 但、弘川与唱来候、

一 右弘川与唱来候地面者以来大宮司支配被仰付候、外

一 三ヶ所前条脇坊廢寺地之儀者権大宮司并平社家可召

一 移候附取調可被申出候、

一 一厚地村之儀全体神領地、殊二百姓二茂是迄大乘院江

一 相附候奉公も有之候付、華尾神社御祭事其外夫役等

一 も外村割合中付置候趣も有之候得共、此節大乘院別

一 当職被召放神道一篇之御祭祀被仰付候二付而者奉公

一 方も相省候二付、以来右百姓共儀御神事并御社御修

甫者勿論、御奉公人差入日数之不抱多少、都而御  
神社二關係之公役者一切厚地村百姓受持二中付候、  
神領之内

一 高七拾石之所務米

右、年中御祭祀向并諸社家御賄料等二以米右之通被  
差分置候条、神供物等一切物奉行所御規模帳二居置、  
右所務米を以相弁候様被仰付候、左候而是迄 御神

事勤之節社家中江御賄并布施物被下候節、寺社奉行  
江中出、物奉行手形を以爲渡米由候二付、以來も其  
通被仰付、布施物之儀向後御祭棒与唱被召替候条、  
供物等之儀物奉行より取調可申出候、

一 真米四石五升

右者厚地村六社權現其外小社之爲祭祀料、神領高所  
務米之内より大官司方江被相渡候条、村中配当方之  
儀是迄之通可取計候、

一 高式百石之所務米

六拾壹石式斗  
一 御切米式拾五石

井上備前守  
華尾神社權大官司

右屋田清次郎  
蘭田但馬介

一 御切米五石宛

郡山一ノ宮大明神社司  
前田安房

華尾神社代官司

貴嶋甚兵衛

源朝臣貴嶋藏人頼忠

右者 花尾神社領郡山厚地村高八百九拾九石六斗三  
升四合四才之内より右六行之内通所務米差分被相渡候  
二付、右差引残高所務米を以、以來御社頭御修甫又  
者臨時之御祭料等二被振向置、余分者年々被屯置候  
条、帖佐与御代官より高員数等猶又委細取調可申出  
候、

一 御切米之儀、神領高所務米之内より被成下候二付而  
者当秋取調迄之間御米繰之儀物奉行御代官致吟味可  
申出候、

一 右被召揚候寺高之儀、当秋より帖佐与御藏人二而海  
陸軍方江被差分置候、

一 住僧之儀引取方之儀、外廃寺之振合通、

一 堂宇并家廻其外取除亦者引直二付而者掛御作事奉  
行受持二而可致取扱候、

一 寺地跡御竿入之上諸取扱向并道広方等掛郡奉行より  
可致取扱候、

一 此節取毀之堂宇并家作廻等之儀、同所社家之者共江  
中受等可被仰付候間、取調可申出候、

一 右之通被仰付候条、右箇条向々於御役局遂評議、混  
雜之儀共無之様可被致取扱候、此旨寺院取調掛御  
役々江申渡、物奉行御代官其外可承向江茂可申渡候、

四月 刑部

慶応三年卯四月、新納刑部殿より仰渡之写、

慶応四年戊辰九月於樋脇温泉石城盛英写之、

此主 貴嶋宇治

此主 貴嶋宇治

貴嶋宇治

【14】厚地村境一件蒲生より願出写帳／明治二年（一  
八六九）三月「黎明館所藏（文書726）」  
（表紙）

「明治二年巳三月

厚地村境一件蒲生より願出写帳

口上寛

蒲生

爰元白男村之内良久と申所有之候処、大乘院より申  
出趣有之、御見分之上爲花香山被召付置候処、郡山  
厚地村之儀右寺持切在二而花香山之儀者厚地村より  
支配仕來候得共、此節寺院廢寺二付右寺御高御減少  
二相成、右厚地村之儀被召揚、帖佐与御藏人二被仰  
付候由、然処右花香山之儀者全体蒲生之地面二而御  
座候間、以前之通蒲生より支配被仰付度奉願候、左  
様御座候ハ、成丈ケ田高相開衆中江作職爲仕、其余  
勢ヲ以御軍役方江相備、時々銃器取入窮上共江相渡  
候ハ、往々急變之御用相立可申吟味仕候間、何卒右  
之御取訳を以願之通御免被仰付被下候様被仰上被下  
度奉願候、以上、

横目 和田藤之丞

黒川作左衛門

外二兩人

与頭助 別府喜左衛門

福嶋佐兵衛

外二兩人

外二兩人

外二兩人

暖 松下助右衛門

大脇正之進

外二四人

御地頭所

御取次衆中

右之通中出趣承届申候間、奉願候通御免被仰付被下  
度奉存候、地頭所之役此段申上候、以上、

辰六月十六日

鳥丸六左衛門

本文大乗院江相糺候処、最初花香山被召附度申出訊

合等慥成儀不相知段申出候二付而者、境立并田畠開  
地等之次第不相分候間、郡奉行へ吟味被仰渡旨可然  
哉と申談、此段申出候、已上、

辰八月十三日

寺院取調掛

御役々

本文承知仕、蒲生之内良久之鹿倉之儀、郡山花尾嶽  
引統之鹿倉、先年花尾社大乗院支配之節花香山ニ被  
召附置候処、厚地村之儀帖佐与御蔵入ニ被召成候二  
付、蒲生之儀者以前之通同所支配被仰付度願候付吟  
味仕候処、当時二至り境筋不分明儀も難計、蒲生  
役々方相糺候処、元禄十二年卯三月廿九日絵図面檢  
使鮫島八左衛門・伊地知孫四郎繩引帳内江朱書を以  
大乗院より申出趣有之、達貴聞、卯十一月十一日為  
檢使鮫島八左衛門・松崎休兵衛被差遣、新境相立花  
香山引渡候筋相見得候段申出、就而者右境通蒲生境  
目無相違、尤、繩引帳江も致府合候二付、願通被仰  
付度、乍然田畠開衆中江作職為致、其余勞ヲ以所

軍役方江相備、時々銃器差入候筋相見得、是迄開根

相成候地面者願通被仰付度、鹿倉之儀者御定立引統

之場所、当分楠其外御用木致繁茂居候二付、今形被

召置、花尾社御修再用ハ勿論、其外御用ニ被振向候

ハ、一廉御用并可罷成哉、於其義ハ当分開地相成居

候地面ハ拾ヶ年同所衆中模合永作地ニ御筆召入、帖

佐与御蔵入被仰付度儀と吟味仕、惣掛江も申談此段

申上候、已上、

辰九月十一日

郡奉行

【15】厚地村境一卷ニ付手扣之留帳／明治二年三月

〔黎明館所蔵（文書75）〕

（表紙）

「明治二年己三月

厚地村境一卷ニ付手扣之留帳」

花尾社御神領厚地村之儀、上古永金阿闍梨境立被定

置候御書付有之、中古延宝八年申三月廿七日、厚地

花尾山境内大乗院寺領之儀從古米御免之処、山奉行

所御支配相成居、亦々如先規之被相付候旨、肝付主

殿殿・町山勘解由殿・新納又左衛門殿・嶋津帯刀

殿・嶋津中務殿・嶋津図書殿御書付相見得中候、其

後元禄十二年ニ蒲生之内を大乗院花香山ニ被召立候

筋、古記等一切相見得不中、全く当分ニ至り延宝之

絵図面之通ニ而、元禄之境筋者取伝へ不中候、やは

り無中絶延宝之境通大乗院支配、又々其後明和三年

ニ境踏有之、其節も延宝之絵図面通繩引絵図面等も

御座候、尤、其節御出会之御役々衆左之通相見得中

明和三年戌三月四日厚地村江御差入、

山奉行衆 吉井孝右衛門殿

筆者衆 折山勘左衛門殿

山見廻衆 村田助右衛門殿

右同 村田源右衛門殿

同五日、郡奉行衆御差入之筈候処、郡山川口村迄御

差入二付同村江止宿、六日左之通厚地村江御差入、

寺社方取次衆 野田勘兵衛殿

郡方筆者衆 白石奎左衛門殿

同六日、厚地村江御差入、

郡奉行衆 四元八左衛門殿

筆者衆 伊地知郷八殿

同七日八日九日、繩引有之候処、永金阿闍梨境立之

通、延宝之絵図面通境踏為有之筋相見得中候、其節

立会之蒲生役々左之通、

暖 川崎次左衛門

行司 赤塚源左衛門

右同 指宿傳左衛門

右同 谷口與左衛門

竹木見廻 黒川作左衛門

右同 山内彦兵衛

郡見廻 伊地知六兵衛

白男村之功才 次郎左衛門

惣左衛門

同十日、境踏首尾合ニ而御役々衆滞在、同十一日、



右之御役々衆御当地之様御立被成候筋相見得申候、

【16】厚地村境一卷に付出府留帳／明治二年（一八六九）三月「黎明館所蔵（文書74）」

（表紙）

「明治二年巳三月」

厚地村境一卷二付出府留帳

厚地村

（明治元年）

辰九月廿三日

厚地村之内良久之原蒲生境日之由、然処同村之儀大乗院持切在二而候処、花尾社別当寺被廢、外坊舎も同断之儀二而蒲生より中出者、良久原之儀本蒲生之内二而大乗院花香山江被相付候付、別当寺被召放候二付而者蒲生江返シ被下との願出候付、郡方より当座及吟味願書江次書二而上二為上由、当座書役三木榮左衛門殿より繩引帳并絵図而差遣候ハ、郡方二而吟味いたし候段被中越差遣候処、最早何事も不役立と為知候趣有之、九月廿三日晚四ツ時分厚地村庄屋所江相合候、夫より直二噯白坂真之丞方江直ニ打立御出府被下候様御問合申候、人馬手当等もいたし相揃竹木見廻肥後吉兵衛被参居、御方も御氣張給りと相頼、山元五郎左衛門二も直ニ罷帰り廿三日晚八ツ時分より出府二而、庄屋山口栄二も在役共召列出府、先郡方書役満永喜八殿江相尋候処、最早吟味相付申出二為相成山承り、夫より請持掛那奉行千田壮右衛門殿江見舞いたし候処、郡方役々衆二者蒲生之方江

心寄有之筋、郡山の方いらや二被召置候筋二相見得候付、同役山城新右衛門殿江見舞いたし候処是以同断、最早仕方無之候、問屋二而吟味いたし、然ども御勝手方御用人橋口彦二殿江差越成行中上候筋吟味いたし、白坂真之丞殿橋口殿江被差越成行被中上候処、弥共通二而蒲生之願書二郡方次書にて被差出候由承知二付、真之丞殿より其儀郡山の方者毛頭相知不申、た、風舌承申候付御内々御尋中上候付、一先其願出扣置被下度、郡山の方二も書留も有之候付成行中上度御座候付、御見合相成候二付、夫より地頭所取次愛甲次左衛門殿江真之丞殿・吉兵衛殿被差越成行被中上、取次より御地頭町田内膳殿江被中上、郡山の方願書相認取次方江差出候処、直二郡方江被差出候得共不埒明候二付、追々真之丞・吉兵衛・五郎左衛門出府いたし候得共不相片付候二付、御家老座書役黒田彦左衛門殿江申出置候得者とふやら筋相見得、夫より右老相置、田畑平之進殿江差越委細之御咄申上候処能キ御聞取二而、此上者何そ支は無之由、然共一向埒明向無之候付、御文書奉行佐多休右衛門殿江真之丞殿被差越、細々被中上置候、今屯人御同役江見舞いたし候ハ、可然と申合、町田係太夫殿処江真之丞・五郎左衛門差越細々申上置候得共、其儀不相片付候二付、又々佐多氏・町田氏兩人へ差越候処、御内々之趣者、此節之儀ハ何そ氣遣者不及候付とんと落付居候様、御同道承知仕候、其外二段々手ヲ付、郷原氏より植氏江御内意相頼、又仁礼舎人殿より植氏江御内意相頼、郡方ハ猿渡彦左衛門殿細々相頼、山口一次殿江中上候処、是ハ共通二者不相濟、

いつれ成蒲生候ハ、御返二相成当前之事と被中稠敷事二而、真之丞殿二も立腹之由、又々差越思丈之事ヲ咄と被中候付、吉兵衛・五郎左衛門より先夫成相置給りと引留候、中々一次殿二者不意人之由、追々之出府、九月廿三日より十二月迄六道、翌正月二日迄三道、都合九度出府之由、中々大心配之事二而候、然者三月是迄之通と御免被仰付候事、

其節立合人数

噯	白坂真之丞
竹木見廻	肥後吉兵衛
同役	山元五郎左衛門
庄屋	山口栄
在役	親満門 仲次郎
右同	上床門 三五郎
右同	米倉門 四郎兵衛
右同	岩戸門 喜半次
行司	坂元門 太郎右衛門
小触	松永門 次郎右衛門

【17の1】民事局通達（号）／（明治三年（一八七〇））  
か）六月九日、附紙七月八日「黎明館所蔵（文書78）」

華尾社付華香山支配之儀二付、蒲生并郡山願出之趣二付、御方者勿論蒲生地頭并副役より形行被申出候二付、右之通致評議申出置候処、御付紙を以被仰渡候、別紙之通華香山支配旁之儀二付、蒲生并郡山役々より筋々江相付何出之趣二付而者、抑地面之儀者蒲生境内無相違筋相見得候間、古境通を以蒲生境

内江被相究候方当然可有之候、尤垂尾社入用竹木類者時々当局江申出、免許之上伐取致用弁候様被仰付、右境内江是迄累年郡山郷之者共致開拓、最早御竿入高引帳相成候地面且亦開拓迄二而、また御竿入相成難程敷不致治定地方者年々山野致見掛、所務上納相懸置候出、右者是迄白身入費を以致開拓候二付而者其分者是迄之通、当人共永々僧職御免ニ而御藏免立等之儀者兎角蒲生郷内免立相成候様、其外開拓可相成程之場所も有之候ハ、蒲生より相開作得余勢者所軍役用相備置候様被仰渡置度、左候て御竿地□□(被損)も郷役々共江糺越候へとも鎖細掛而難取究儀而已御座候間、此涯当局人数之内地方山方役々召列越、当所双方地頭并副役出会細々致見分、篤与評議之上、前条ニ基キ後來聊混雜無之様可致取扱段被仰渡置儀与致吟味、此段申出候、以上、

六月九日

民事局

御附紙

可為出之通事、

右之通、山畑平取次を以被仰渡候間、其通御承知可給候、おのつから当局人数之内誰そ被差越おのつから出会之上見分評議ニ可及候、此旨早々申進候、以上、

但、郡山江者別段不中渡候二付、前々之趣を以被

中渡給度候、

七月八日

民事局

坂本六郎殿

本山愛蔵殿

【17の2】竹木伐採願(案) (明治三年か) 午七月

〔黎明館所蔵(文書78)〕

口上覚

郡山・蒲生境之内往古より花尾社江被召附置、是迄花香山与相唱来候出、此節花尾社入用竹木類者時々民事局江申出、御免之上伐取致用弁候様地頭方被仰渡候段、私方江掛合之趣相達候、右ニ付奉願候、右之通往古より御神社江被下付置候二付、年中御神事其外御神前入用之節者竹木等都而右山ニ而伐取相用求中候処、此節より時々御免之上伐方仕事ニ御座候ハ、年中余多之御神事又者臨時献幣使等被差立候儀茂御座候二付、時々伐方御免奉願儀ニ御座候ハ、遠方相掛候儀ニ而□(被損)ひ兼候儀□而可有御座奉存候間、何卒右山之儀者是迄之通御神事用其外御神前入用之分者竹木等伐取御用弁相成候様、頭御免被仰付置度奉存此段申出候、以上、

午七月

民事局

花尾大宮司

【17の3】竹木伐採願に付民事局より仰渡(写)

(明治三年か) 午八月二十七日〔黎明館所蔵(文書78)〕

別紙之通願出候、年中祭祀向ニ付入用之竹木類丈ケ願之通頭免許中渡、其外何そニ付株立候分者兎角見分之上、伐方之手数も有之間敷哉と及評議候得共、何分後年之取締ニも相抱事候間、細々御評議之上、尚亦郡山役々江も為致吟味、何分御返答被給候、其向ニも必し、いか様ニも免許いたし候様ニ取計、此

旨別紙願書并年中入用之竹木類相記候横折一冊差遣可申候、御返答之折一諸(緒カ)ニ御返シ可給候、以上、

午八月廿七日

民事局

坂本六郎殿

本山愛蔵殿

別紙之通被仰渡差遣候間、調相付何分可申出候、此

段中渡候、以上、

午八月廿八日

地頭所

郡山半隊士中

【17の4】花尾社入用竹木伐方、郡山役方吟味届(写)

(明治三年か) 八月五日〔黎明館所蔵(文書78)〕

本文被仰渡趣承知仕、役々吟味仕候処、花尾社御祭式向ニ付入用之竹木類、是迄大宮司役所より厚地村村長方江問合有之、同村在役山方役共より夫方引列見しらへ伐方いたし、大宮司方江納方いたし候仕来りニ而御座候、然る者、是迄通取計仕候ハ、此以来何そ不締罷成候儀者有御座間敷奉存候、右之外株立候御入用之到来又々御物御取下等之儀者御役々見分之上旁可被仰付替ニ御座候哉、此等之成行申上候、以上、

八月五日

郡山 郡見廻

肥後吉兵衛

同

郡山喜之進

小頭

川崎藤之進

同

山口良之丞

同

白坂宗一郎

調役

片野藤左衛門

御地頭所

分隊長 鬼丸吉左衛門

其外調用、

一大小榊三十拾本位

一松枝式拾貳本位

一椎木三四拾本

但、長式間、

右三行、華尾神社江相付候

小社拾四社分入用、

一中之榊六拾本位

一小榊三百本位

一椎木角物六本

但、長式間位、齋礼用、

一大唐竹六本

一 小唐竹并しのめ竹 五六拾本

一薪 三百束位

但、前四日入用、前晚

終夜庭火焚用、

一臨時之獻幣使等

被差立候節者、右之外二

右品々入用相成候、

上宮熊野神社方年中入用

一大小之榊六七拾本位

護国神社年中御神事方

正月朔日并年暮込ル

一大榊拾本

但、長式間位、

一中榊拾本位

但、長式間位、

一小榊式拾本位

一松枝六本

一椎木拾本位

但、長式間位、

一薪拾五束位

但、御神供調用并

【18】花尾神社年中入用竹木調（控）（横折帳）／明

治三年八月「黎明館所蔵（文書728）」

（表紙）

「明治三年午八月

覚

華尾神社大宮司

井上從五位」

花尾神社年中御神事方

正月朔日

但、歳暮込ル

年頭獻幣使有之、

一大榊式拾本位

但、長式間位、

一中榊式拾本位

但、長式間位、

小榊六七拾本

大唐竹六本

椎木四拾本位

但、長式間位、

松枝式拾六本

椎木角物壹本

但、齋礼用、長式間位、

薪四拾五束位

但、式拾束位、御神事供調方

式拾四五束、御饅餅

二月朔日より十二月迄

年中御神事方

一大榊三百本位

但、長式間位、

一中榊五百式拾本位

但、長式間位、

一小榊六百本位

薪式百式拾束位

椎木角物拾壹本

但、齋礼用、長式間位、

一榊枝大小

三千六百本位

但、毎日御神事別人用、

右六行十二ヶ月分、

一榊大小式百本位

但、花尾神社江相付候

小社拾四ヶ所年中御神事方、

四月八日御大祭

但、前日内祭有之、

御飴餅調用

右、年頭入用、

一 榊大小 式千百六拾本位

右、毎日御神前用、

十二ヶ月分、

十一月三日

一 献幣使二付

一 大榊八本

一 中榊五本

一 小榊貳拾本

一 大唐竹貳本

一 小唐竹并しのめ竹 三拾本位

一 椎木角物壹本

但、齋札用、

一 長式間位、

一 薪拾四五束

同七日御大祭

但、前日内祭有之、

一 大榊八本

一 中榊拾本位

一 小榊三拾本位

一 大唐竹貳本

一 薪三拾束位

一 小唐竹并しのめ竹 三拾本位

一 合、大中小榊 七十七百七拾壹本

一 合、大唐竹 拾六本

合、椎木 九拾本

合、松枝 六拾本

合、薪 六百貳拾五束

合、椎木角物 拾九本

合、小唐竹・しのめ竹 百貳拾本

年中御前入用

大抵右之通御座候、以上、

午八月

非上従五位

【19の1】断簡（夫仕御免供養石の事 延享元年（一）

七四四）八月二十八日）「黎明館所蔵（文書728）」

（前欠）

（雜判あり）

一 右厚地村之儀、古来より諸殿役御免之処ニ而御座候

得共、郡山方夫仕多ク御座候ニ付、覚左衛門庄屋代

永々願申上候而願之通先年御免被下候、

延享元年甲子八月、厚智山中ニ夫仕御免之意を供養

石六社権現と立建仕候、末々迄茂意差を以神拜可仕

候、夫仕御免書物窪山六社権現社頭ニ納置候、仍而

如件、

但、此書物末々儀文字見得不中者昔直納置可然、

延享元年甲子八月廿八日

大乘院住持覚恵上人又之亮雄法印代迄

六世庄屋 松山覚左衛門④

功才 大平ノ 真右衛門④

同 窪山ノ 仲右衛門

同 竹下ノ 善左衛門

同 東座主蘭 次郎左衛門

同 茄子田ノ 彦左衛門

【19の2】断簡（五十九ヶ条条書）「黎明館所蔵（文

書728）」

（前欠）

一 厚地山諸竹木雜木迄御加勢不被仕候而不相成候節ハ

知事方へ相談之上庄屋方へ山奉行所より伐手形被仰

渡答ニ、先年平等王院御建立之節相究為申先年事、

一 厚地村田地方大洪水杯仕候節、田地砂入等多ク厚地

志名ニ而ハ不及手ニ儀茂有之筈ニ候、然者御加勢夫

不申上候而者不相成等ニ候、其節者知事方へ得差圖、

尤、所御役人衆も下知受可中候、厚地夫丸余方ニ相

立不申事ニ候得ハ厚地之儀別立而不申上候而ハ不罷

成候事、

右、書物之通御免被下候、厚地村末々ニ相成候得ハ

相替儀茂可有之候、厚地村庄屋衆遠方より人人ニ而

一切ツ、之勤、大乘院住持一切ツ、之事ニ而候得者、

一 厚地村之儀ハ名中より委ク存候而不申上候得ハ不罷

成所ニ而候、依之夫仕方為相究ヶ条等、末々之度々

よみかかせて然候段々書記、六社権現宮江納置候、

此書物紛失不仕候様ニ相心得、末々ニも相成候得ハ

古より之書物等無之候得者御取上ヶ無御座事ニ候、

書物去付不被仕候様ニ、毎年六月宮于於後代持留可

中候事、

一 松山覚左衛門事、大乘院住持覚恵上人厚地村庄屋御

頼被成候付、元禄十一年寅十一月十四日妻子召列厚

地村罷移、大乘院前住持亮雄法印江被下置候御書物

写見合夫立仕候処ニ、御書物与郡山夫立仕候儀相違

仕候ニ付、年々所役人衆夫仕触状召置候付、亮雄法  
印代より七代住持、又々亮雄法印代迄住持七世之内、  
古御開正御定之通為相究中事ニ候、覺左衛門儀、覺  
忠上人より又之亮雄法印代迄六世庄屋相勤候事、  
五口合五拾九ヶ条書物、当庄屋衆・市米衆中永井源  
藏殿向合之上、当功才并二名中落着之上、六社権現  
書物相納、仍而如件、

(後欠)

(右に添書)

「一右五拾九ヶ条、厚地江御差入諸檢者衆知事方より  
下役御尋之節、後年有之事とも可有之候、右ヶ条  
書物之表を以御返答可申上候事、」

【19の3】断簡(条書 厚地村公役の事)「黎明館所  
藏(文書78)」

(前欠)

(頭注)「二」

右之通書記差出候処ニ、御関狩御馬追并地頭狩夫代  
銀御免之筈ニ而候、尤、諸野菜等指出不中筈ニ而候、  
出銭出来之儀者諸殿役御免之百姓差出例余方ニ者有  
之事ニ而候得者其通ニ而有之候、且又厚地屯名ニ而  
引請田地方其外取納方など之儀ニ付、厚地村御差入  
御檢者水夫相勤筈ニ付、此等之者郡山役人衆厚地庄  
屋方江御殿改所御替物ニ寺社所御添書を以被仰渡候  
得共、宝永五年子三月廿五日、郡山役人衆江役人中  
落着不仕事御座候、然者住持覺雲上人茂隠居ニ而候  
事、

「二右ニ付大乗院後住盛寿上人ニモ亦々願申上候、右ニ  
申上候趣、厚地村夫役之儀者御免可被下と被仰渡候  
へとも、郡山役人衆落着不被仕候間、依之、厚地村  
難到存候条、又以御役人衆納得仕候様御申可被下儀  
申出候所ニ、御殿改并御寺社所より御公儀ニ被仰上  
候哉、御公儀より大乗院江被仰渡候者、郡山役人厚  
地夫為仕旨役人之証文差出可申と被仰渡由ニ附、知  
事方より庄屋江被仰越、右ニ書記、役人衆夫仕証文  
年々ため置候ニ付、余多数々証文指遣候、公儀江被  
差出候而厚地夫仕之儀、対花尾権現大乗院願之通夫  
仕御免被仰付候、且又厚地勤方夫仕、先年(宝永六年  
己巳正月三日)被下首候御書物之通可相勤之由被仰  
渡候ニ付、盛寿上人吉貴公様江御札之御目見被仕候、  
左候而郡山役人中ニ茂被仰渡候ニ付、夫より落着仕  
旨、

(後欠)

【20】梵字碑銘文／嘉永四年(一八五二)「花尾神社」  
(正面)

「厚地村之事被□(欠損、[対]カ)花尾権現神靈百姓  
共□(欠損、村カ)役等之儀、從此節谷山之内宇宿村  
同然被仰付候、至後年可被存其趣者也、仍如件、  
正徳二年辰九月十八日 肝付主殿 判

種子島彈正	判
嶋津帶刀	判
嶋津將監	判
大乗院	

(二面)

郡山厚地村之儀、被対 花尾権現神靈、百姓共村役  
等ノ儀谷山村宇宿同然被仰付候旨、正徳二年辰九月  
屹下中渡相成居候処、其後夫立旁不致連続、向々ヨ  
リ申出趣有之、文化五年辰六月箇条書号以中渡候内、  
御宮江相掛候儀ハ不依何色可相勤旨相究置候得共、  
宇宿村トハ不並ノ廉毛有之候ニ付、此節猶又吟味ノ  
誤有之、以来左ノ通申付候、

「御直參又ハ、御宮廻其外諸所御修甫等ノ節、夫立並  
納物等ノ儀ハ外村ヨリ相勤候様申付候、  
「御宮御人付道具等相損取繕ニ付御当地江差越候節ハ  
厚地村百姓ヨリ持届、出来ノ上ハ近在百姓ヨリ持届  
候様、尤大乗院江相付候勤方ノ儀ハ有來通可相心得  
候、  
一御拝席畳屈方ノ儀ハ御春屋より郡方江掛合ノ上持届  
候様申付候、  
一御宮ニ付厚地村江差入候御奉公人五六日滞在迄ハ宿  
水夫野菜薪厚地村ヨリ入付、右日数相過候節ハ諸村  
ヨリ入付候様申付候、  
一郡山川山村山ノ川道橋普請等ノ儀、所中惣立ニ而人  
役ノ事候ニ付、厚地村ノ儀モ割合調申付候、

(三面)

「一御宮ニ付急事ノ節駈付方、遠方村ハ急事ノ間ニ不逢  
候ニ付、厚地村ハ勿論、御宮近村割合駈付申付候、  
右五行(マ、マ)、文化五年辰六月証文ヲ以申渡置候ニ  
付、弥其□□(摩滅、通可カ)被相心得候、  
一御宮江御寄進ノ御幡御鉢建方並注連用繩竹伐調方ノ

□□(摩滅) 公役トハ詛モ相替、專 御宮御祭式ニ

相掛候候間、厚地村ヨリ可相勤候、尤□□□(摩滅、

諸奉公カ) 人送人馬ノ儀、村移ノ節ハ厚地村ヨリ差立、

掃宅又ハ他郷江差越候節、且不時□□(摩滅、奉公カ)

候儀有之候ハ、諸村ヨリ割合夫立是迄ノ通相心得

候様申付候、

右一行、文化八年未閏二月申渡置候ニ付、同断可被

相心得候、

右之通、此節ヨリ屹ト御治定被居置候付、至後年聊

混乱無之様可被致取扱候、此旨寺社奉行・郡奉行江

申渡、御趣法掛御御用人江モ可申渡候、

八月 嘉永四亥 近江 末川氏

右之通被仰渡候条、至後年聊混乱無之様致取扱、帳

面等エモ委細記置、住替等ノ節堅固ニ被次渡候様大

乗院エ可申渡候、

八月 嶋 藏人

右御ヶ条ノ内エ諸村ヨリト有ハ厚地余ノ三ヶ名ヲ云、

御関狩並御馬追立・地頭方狩夫銀其外御物又ハ余村

エ相掛候夫任、正徳二年ヨリ被成御免候、委細ハ殿

役御免帳内エ記有之間可存其趣事、

一 巡見上使方人馬立

于九月縫殿殿ヨリ被成御免証文等有之間、以來可存

其趣事、

一 御神事等ノ節備物、神主宅ヨリ御宮迄持夫、厚地ヨ

リ相勤候、

其□(欠損、外カ) 神主方エ夫任一切無之事、

一 文化五年ノ御ヶ条ニ、御宮ニ相掛候儀ハ不依何色可

相勤□(欠損) 有二依テ、毎度御宮廻御修市方エ被召

仕、且又水夫ノ儀、去巳年諸郷ニ統□(摩滅) 水夫□

(摩滅) 被仰□(欠損、渡カ)

(四面)

候御ヨリ入付方無之、右付テハ往々仕応カタキ故ヲ

以、去戌九月御訴申上置候処、□□(欠損) 座御吟味

相成由ニテ、当八月右之通御証文相下候、諸郷水夫

等ノ儀ハ毎々仰渡モ有事候得共、厚地ノ事ハ別段御

証文ニテ不被仰渡内ハ相変儀無之故、水夫ノ儀モ、

当□(摩滅、年カ) ヨリ郡見廻計ニテ差入、六日目ノ

晚ヨリ五ヶ村割合ヲ以入付相成事、

当地神建立ノ旨趣ハ毎年十一月十二日、本触計ヲ以

神酒相調、在役申出會、平等王院看坊ヨリ祭畢、庄

屋ヨリ碑面ノ条々致弘方、末代迄不乱様トノ御趣意

為可奉存也、

嘉永四年辛亥九月吉祥日建之、

大乗院四十一世僧正堯滿代

知事 本地院 堯祐

庄屋 伊集院士 中馬弥兵衛

名主 丸山門 盛右衛門

同 狩集門 孫右衛門

同 松永門 半四郎

同 中原門 仁助